

第3回「化学物質と環境に関する政策対話」
議事録（案）

- 1 日時 平成24年12月11日（火）15:00～18:00
- 2 場所 コンベンションホールAP浜松町会議室D・E・F
- 3 出席者

【メンバー】

一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会	浅田 聡
製品化学物質管理部会副会長、トヨタ自動車株式会社	
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長	上田 康治
電機・電子4団体、三菱電機株式会社 環境推進本部専任	宇佐美 亮
農林水産省大臣官房環境政策課長	榎本 雅仁
【代理：大臣官房環境政策課地球環境対策室長	大友 哲也】
日本生活協同組合連合会 環境事業推進室長	大沢 年一
明治大学理工学部 専任教授	北野 大 [座長]
オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク 運営委員	橘高 真佐美
一般社団法人日本化学工業協会	坂田 信以
住友化学株式会社理事・生物環境科学研究所長	
一般社団法人日本化学工業協会 常務理事	庄野 文章
日本労働組合総連合会 総合労働局雇用法制対策局長	杉山 豊治
日本石鹼洗剤工業会 環境委員長	高橋 不二夫
大阪府環境農林水産部環境管理室長	谷口 靖彦
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長	中下 裕子
NPO法人有害化学物質削減ネットワーク 理事長	中地 重晴
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長	奈良 篤
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長	長谷部 和久
経済産業省製造産業局化学物質管理課長	三木 健
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン シニアオフィサー	村田 幸雄
日本化学エネルギー産業労働組合連合会JEC総研代表	山本 喜久治

4 議題

- (1) 予防的な取組方法の基本的な考え方について
- (2) SAICMに係る国内外の動向について
- (3) 各メンバーからの報告事項
- (4) その他

5 議事

○事務局 定刻になりましたので、第3回「化学物質と環境に関する政策対話」を開催いたします。

初めに、今回から新たに御参加いただくメンバーの御紹介をさせていただきます。厚生労働省化学物質対策課長、半田有通様が異動されましたため、新たに同課の課長に就任された奈良篤様に今回から御参加いただいております。よろしくお願ひします。

○奈良氏 よろしくお願ひいたします。

○事務局 資料に出席者一覧がございますので、そちらもあわせて御参照ください。

また、今回、東京工業大学大学院教授、村山武彦様、横浜国立大学大学院准教授、亀屋隆志様、主婦連合会、有田芳子様、ジャーナリスト・環境カウンセラー、崎田裕子様 の4名様からは、本日欠席されるとの御連絡をいただいております。

事務局は、環境省環境保健部環境安全課と一般社団法人海外環境協力センターです。よろしく申し上げます。

また、この政策対話は公開で開催しており、プレス取材の方々も傍聴席においでになることを申し添えます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。

議事次第の後ろに出席者一覧、座席表がございます。

資料1-1「予防的な取組方法に関する国内外の考え方」。

資料1-2「予防的な取組方法の考え方について」。

資料1-3「『予防的な取組方法の考え方』について」(橘高様御提出資料)。

資料1-4「『予防的な取組方法の考え方について』(討議用メモ)に対する意見」(中下様御提出資料)。

資料2「SAICMに係る国内外の動向について」。

資料3「あらたな化学産業の化学品管理の自主的取り組みGPS/JIPSについて」(庄野様御提出資料)。

参考資料1-1「『化学物質と環境に関する政策対話』設置要綱(案)」。

参考資料1-2「第2回『化学物質と環境に関する政策対話』議事録」。

参考資料2-1「環境基本計画における予防的な取組方法に関する記述<抜粋>」。

参考資料2-2「第42回中央環境審議会総合政策部会(平成19年9月開催)」。

参考資料2-3「環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会報告書の概要」。

参考資料2-4「予防的な取組方法に関する事例」。

参考資料3-1「第3回国際化学物質管理会議の結果について(お知らせ)」。

参考資料3-2「SAICM国内実施計画」。

以上をお配りしております。全てお手元にお揃いでしょうか。過不足等ございましたら、事務局にお知らせください。

一般傍聴の皆様には、入場時に本日の御感想などを記入していただくアンケート用紙をお配りしております。お帰りの際に受付にお渡しいたきますようよろしくお願いいたします。

参考資料1-1の設置要綱につきましては、奈良篤様が新たにメンバーとして御参加いただくに伴いまして、別紙の構成メンバーを修正させていただきます。

また、今後も構成メンバーに変更があるたびに設置要綱の改訂日を記載すると煩雑になりますので、設置メンバーの変更の修正のみの場合には、今回より別紙の下部に注記とし

てメンバーの変更履歴を残すこととしたいと思います。

特段の御意見がないようでしたら、こちらの案をとらせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

本日は、この後、予防的な取組方法の基本的な考え方についての議論とSAICMに係る国内外の動向についての事務局からの報告を予定しております。

議事1「予防的な取組方法の基本的な考え方について」につきましては、事務局が、本日の議論を受けて、皆様の共通理解とすることができる内容を示したたたき台の資料1-2を作成いたしました。資料1-1、資料1-2について事務局から説明しました後、資料1-3について橋高様から、資料1-4について中下様から御説明いただき、最後にメンバーの皆様に御議論いただく予定としております。

それでは、この後の議事進行を座長の北野先生にお願いいたします。

○北野座長 改めまして、こんにちは。本日は、お忙しいところありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたように、本日は大きく2つ、1つは予防的原則をどう考えるか、それから、それ以外は、どちらかといえば報告事項ですね。SAICMの話とか、あと日化協の活動についてのお話があると思います。

今、事務局からありましたように、3人の方から予防原則というものをどう考えるかという、まずその考え方を出していただいて、その後、それぞれの違うところとか、共通なところとか、その辺について確認しながら委員の皆様方の御意見を伺えればと思っています。決して今日の議論で共通の見解に達するということまでは期待しておりません。それぞれがどう考えるかということの忌憚のない御意見をいただければ、その中でうまくまとめられるものがあれば、もちろんそれで結構ですし、そんな形でこれから3人の方にプレゼンをお願いしますが、どういうところがどう違うかというところに少し注目しながら、3人のプレゼンを伺いたいと思っています。6時まで、長時間ですけれども、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、早速ですが、議事1、予防的な取組方法の基本的な考え方についてということで、資料1-1「予防的な取組方法に関する国内外の考え方」と資料1-2「予防的な取組方法の考え方について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。資料1-1と1-2、参考資料2-1から2-4までをお手元に御用意ください。

これまで予防的な取組方法について国内外で議論されてきましたが、共通の理解が得られていない状況ということですから、今回、既存の資料やこれまで行われてきました検討会における議論を踏まえまして、国内外の考え方について整理してみました。

最初に、これまでの経緯について御説明いたします。

予防的な取組の起源としましては、1960年代に西ドイツの環境政策の中で予防の概念が、さらに大気汚染法の中で予防原則の概念が導入されました。また、同時期に、スウェーデ

ンの化学物質政策の中で予防のルールが導入されております。

このように、予防の概念が導入され始める一方で、さまざまな用語が使用されております。1984年に開催された第1回北海会議において、「Precautionary Approach」という言葉が使用され、1985年のウィーン条約、1987年のモントリオール議定書において、「Precautionary Measures」という言葉が使用されております。また、1990年の第3回北海会議において、「Precautionary Principle」が使用されております。

このように、さまざまな用語が使用されてきておりますが、現在広く認められているものとしまして、1992年のリオサミットにおいて合意されました「環境と開発に関するリオ宣言」の第15原則がございます。その中で「Precautionary Approach」が使用されまして、これが一般的に定着され、さらに、このリオ宣言の行動計画であります「アジェンダ21」においても、予防に基づいた取組事項が策定され、これが国際的な取り組みの基礎となっていると考えられます。

次のページに、御参考までにリオ宣言第15原則の条文を掲載しております。これは外務省の仮訳となります。この内容ですが、「環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」、このような内容となっております。

次のページですが、アジェンダ21の第19条の中の予防について明記された部分を抜粋したものです。このように予防的アプローチに基づいて目標及び行動計画が記載されております。

次のページですが、先ほど説明しました流れを踏まえまして、EUにおける状況について説明いたします。

1992年にEUの創設を定めた条約でございますマーストリヒト条約の中で、EUの環境政策は予防原則、予防措置が講じられるべきこと、環境破壊は先に源において矯正されるべきこと、汚染者が負担を負うことという原則に基礎を置くということが明記されました。

2000年には欧州委員会から「予防原則に関する委員会からのコミュニケーション」が発行され、その中で予防原則の適用に関する1から6までのガイドラインが示されました。

また、2001年には欧州環境庁から、過去100年間における予防的な取組のケーススタディについて整理した「早期警告からの遅い教訓：予防原則1896－2000」が報告されました。

このように、予防的な取組の適用についてのガイドラインの作成やケーススタディが行われた後に、第6次環境行動計画やRoHS指令やREACH規則などの個別の法律や計画に予防原則が適用されました。詳しくは、次のページに記載しております。参考までに、第6次環境基本計画では、条文の中で本計画が予防原則に基づいていることが記載されております。RoHS指令においては、予防原則に基づいて、前文において本指令の適用のあり方や、第6条「見直し」において対象物質の見直しが行われることが記載されております。

REACH規則においては、第1章第1条「目的及び範囲」において本規則が予防原則に基づいて規定されていることが記載されております。

続きまして、我が国の状況でございますが、予防的取組に関しては環境基本計画に具体的に記載されております。「第二次環境基本計画」において、環境政策の基本的な方針の一つとして位置づけられております。また、「第三次環境基本計画」においては、後ほど具体的な内容についてご説明いたしますが、適用要件や措置のあり方が具体的に記載されました。さらに、「第四次環境基本計画」の中では、環境政策の原則の一つとして予防的な取組が位置づけられました。

このような環境基本計画をもとに関係省庁において取り組みが行われまして、2003年に開催されました「環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会」においては国内外の考えが整理され、2006年には「予防的な取組方法の考え方に関する関係府省連絡会議」が設置され国際的な議論の動向が整理されました。なお、今回の整理につきましては、この研究会と関係府省連絡会議で取りまとめられた内容を中心に整理させていただきます。

また、9月に策定されました「SAICM国内実施計画」の中では、特に未解明の問題に対して「予防的な取組方法の考え方」に立って的確に対応することが記載されております。

さらに、産業界やNGOにおきましては、参考資料の発行や研究会等の関連活動が行われてきました。ここに、一部ではございますが掲載させていただいております。

次のページの年表ですが、以上の海外や国内の動向をまとめましたものでございます。こちらは、先ほどご説明いたしました環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会の報告書にございます年表をもとに、事務局で最新の動向について追記を行い作成しております。

ここまで、予防的な取組方法に関する経緯について説明してきましたが、ここからは、具体的に予防的な取組方法がどのように扱われてきたのかについて、国際機関における3つの文書及び日本の第三次環境基本計画について整理いたしました。

国際機関等の文書についてですが、次のページにございますEUの「予防原則に関する委員会からのコミュニケーション」、OECDの貿易と環境に関する合同作業部会「不確実性と予防」、WHOの「公衆の健康保護のための予防的枠組み検討用ドラフト」を対象といたしました。整理の内容については(1)から(5)の内容について整理いたしました。具体的には、予防的な取組方法の考え方の定義・適用、適用要件やリスク評価やリスク管理、リスクコミュニケーション、科学的評価等の手法との関係、適用プロセスにおける透明性の確保と公衆の関与、講ずべき措置の決定に関する事項等について整理しております。

なお、この整理の内容につきましては、先ほど御説明いたしました「予防的な取組方法の考え方に関する関係府省連絡会議」の整理になっております。

次のページで、定義について、各文書の内容を記載しております。EUでは、潜在的危険性の懸念があり、詳細なリスク評価ができない場合のリスク管理戦略であると定義してお

ります。OECDでは、懸念の根拠があり、不確実性があるリスクへの対処方法であると定義しております。WHOでは、明確な定義はございませんが、不確実なリスクを管理する際に考慮すべき手続を含む包括的な概念であると記載されております。日本では、完全な科学的根拠が欠如していることをもって対策を延期するのではなく、対策を講じる考え方であると記載されております。

次に、適用要件についてですが、EUでは、潜在的な危険の影響が確認されていること、また、十分な確実性を持ってリスクを確定することができないことが前提であると記載されております。OECDでは、潜在的に有害な影響が特定されている「リスクの存在」と人の健康及び環境への影響についての潜在的な損害の程度についての「科学的確実性」の欠如、この2つの要素が記載されております。WHOでは、被害の見込みが少ない場合でも、人々に有害な影響が起きるといふ「相当の理由」があることが記載されております。日本では、被害やコストが大きくなる可能性がある場合や将来的に取り返しのつかない影響が起こる可能性があることと記載されております。

続いて、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション、科学的評価等の手法との関係ですが、EUでは、完全なリスク評価が妨げられる場合のリスク管理の一つであると記載されております。OECDでは、科学的リスク評価と補完的であると記載されております。また、科学は、リスク分析と評価において重要な役割を果たすが、リスクの管理と種々の要素のバランスをとることは、意思決定者の責任であると記載されております。WHOでは、科学的リスク評価にかわるものではなく、それを強化するものであると記載されております。日本では、科学的なリスク評価を踏まえてリスクを最小化させるための取り組みであると記載されております。

(2)③の適用プロセスにおける透明性の確保と公衆の関与ですが、4つの文書とも、できる限り多くの利害関係者が透明な手続のもとに参加すべきであると記載されております。

(3)①の総括的事項ですが、EUでは、均衡性や無差別性、一貫性等のリスク管理全般に適用される一般原則が適用されるべきであり、許容可能なリスク水準如何で変化する政治的決定の結果であり、行動しないことも正しい回答たり得ると記載されております。OECDでは、予防の適用は、多様な管理方法を含み、適用の決定はケース・バイ・ケースであると記載されております。WHOでは、措置をとらないことから全面禁止までの選択肢があると記載されております。日本では、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推進すべきであると記載されております。

(3)の②費用と便益の検討ですが、EUでは、措置は、行動することの便益と費用及び行動しないことの便益と費用の検討を前提としている。措置の検討には、経済的費用便益分析が含まれるべきであると記載されております。OECDでは、予防措置の採用を含め、リスク防止・最小化のコストを決定することは容易ではなく、多くのさまざまな要因が考慮されるものであると記載されております。WHOでは、低減費用が利益と等しくなるまでばく露を低減させることにとどまらず、費用と利益が不均衡でないか比較することで検討でき

ると記載されております。日本では、その時点において合理的なコストのもとで得ることができる最善の科学的知見を活用する必要がある。また、将来世代への影響も踏まえて施策決定を行うよう努めると記載されております。

(3)の③ですが、措置の再評価・再検討について。こちらは、4つの資料とも、措置は暫定的なものであり、科学的な根拠の新たな発展により見直しが必要になる場合があると記載されております。

(4)立証責任の扱いですが、EUでは、潜在的に有害である物質に適用される事前承認手続は、立証責任を転換している。また、手続が存在しない場合には、幾つかの場合には立証責任を転換し、生産者、製造者または輸入者に課する条項が含まれなければならないと記載されております。OECDでは、行為の影響に関する情報提供に最も適した立場にある潜在的汚染者に立証責任を分担させることは効果的であるとの分析もあるが、完全にコストを負担してもらうことは、不可能あるいはふさわしくない場合もあるかもしれないと記載されております。WHOと日本の環境基本計画では、記載がございませんでした。

(5)措置の法的な位置づけですが、EUでは、実施機関が広範な裁量権を有している場合には、明白に判断の権限を越えているかどうか検討するのに限定されなければならないと記載されております。OECDでは、国際司法裁判所等での紛争事例がありますが、予防原則が国際法の原則であるとは認められていないと記載されております。WHOでは、予防措置の実施に当たっては、予防措置をもっと早くとらなかったことの結果に対する責任を認めたとみなされるべきではないと記載されております。日本の環境基本計画では、記載がございませんでした。

以上の整理結果をまとめたのが次のページとなります。

内容についてですが、まず、定義につきましては、4つの資料とも、概ねリオ宣言の第15原則に従っているということが共通しております。

(2)①適用要件につきましては、潜在的に有害な影響が起り得る「リスクの存在」とそのリスクを科学的評価によって確定できない「科学的不確実性」の2つが適用要件である。また、予防的な取組方法は、ゼロリスクを目指すものではないということが共通しております。

②リスク評価・管理・コミュニケーション、科学的評価等の手法との関係ですが、予防的取組方法は、リスク評価やリスク管理にかわるものではなく、両者は補完的であるという記載が共通したものとなっております。

③適用プロセスにおける透明性の確保と公衆の関与につきましては、適用プロセスにおいて、透明性と利害関係者の参加を確保することが重要であるということが共通しております。

(3)①の総括的事項ですが、予防的取組方法の考え方を適用した場合の措置について、全てのリスク管理手法の選択肢の中から選ばれるべきものであり、また、何もしないという選択肢も正当な判断の結果の一つであるということが共通しております。

②費用と便益の検討についてですが、措置のコストが最小化されるべきであり、費用と便益の検討が必要であるということが共通しております。

続いて、③措置の再評価・再検討についてですが、こういった措置は、科学的根拠の発展等により、措置の変更が必要になる場合があるということが共通しております。

(4)立証責任の扱いに関してですが、適用する場合には、リスクの立証責任は誰が負うのかという責任の帰着を伴う場合があるということが共通しております。

(5)措置の法的な位置づけですが、法的な位置づけを確認したり国際慣習上の原則であるとは認めていない。また、意思決定者を法的に拘束するものではないということが共通しております。

以上が、4つの資料の整理結果となります。

続きまして、次のページで、予防的な取組方法に関する事例について御紹介させていただきます。

まず、日本の事例について、水俣病とアスベストの2つを取り上げさせていただきました。水俣病についてですが、これは2011年に環境省においてまとめられた資料の「水俣病の教訓と日本の水銀対策」の内容から抜粋したものでございます。この中で、科学的不確実性のある問題に対して予防的な取組方法の考え方に基づく対策も含め、どのように対応すべきかという課題があると取り上げられております。また、次のページですが、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合の資料から抜粋したものでございます。その中で、大気汚染防止法の改正による規制制度の導入が平成元年まで行われなかったことについて、予防的なアプローチが国際的に広く認知され、我が国の法令等に反映されたのが平成4年のリオ宣言以降であり、それまでは予防的アプローチの考え方が浸透していなかったことが原因として取り上げられております。

次のページから、海外の状況の事例についてですが、こちらは先ほど説明しましたもので、欧州環境庁が2001年にまとめました報告書となります。予防の概念がどう扱われ、どう無視されたのかについてまとめたものです。左側の14の事例について、右側の4つの項目に分けて整理されております。科学的な「早期警告」の最初の適用事例、リスク削減活動や不活動の時期、その内容、規制当局等による活動・不活動の結果生じたコスト・便益、事例研究から導かれた有用な教訓、以上の4つについてまとめられております。最後のページにございますものが、この事例からまとめられました12の教訓となっております。

以上の国内外の整理を踏まえまして、続いて、資料1-2について説明させていただきます。こちらは共通理解に向けた討議用メモとして用意させていただきました。この内容について御議論いただきたいと思っております。

まず、1、定義ですが、予防的な取組方法とは、リオ宣言第15原則に基づいており、科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期せず、各国の能力に応じて取り組む方法のことであるという定義。

続いて、名称についてですが、さまざまな表記が用いられてきましたが、これらの違い

によって定義の内容が変わるものではなく、この考え方をどのように施策に適用するかによってその位置づけが変わる。

続いて、環境政策における位置づけですが、我が国の場合は、「予防的な取組方法」という表記を用いております。環境基本計画において、環境施策上の原則等として位置付けております。「予防的な取組方法」と「リスク評価」の両者の考え方は補完的なものであり、予防的な取組方法は、科学が十分な知見を与えないときに意思決定プロセスに活用すべきものであるという内容です。

適用方法ですが、(1)適用要件について、適用要件は、潜在的に有害な影響が、特定の行為、製品または工程によって引き起こされることが特定されているというリスクの存在、また、科学的評価によって十分な確実性を持ってそのリスクを確定することができない「科学的不確実性」の2つである。また、予防的取組方法の考え方の適用は、リスクに基づくアプローチの放棄を意味するのではなく、科学的な情報とその評価が基盤とならなければならない。

(2)講ずべき措置の決定に関する事項としまして、リスク管理に適用される一般原則として、措置の内容を検討する場合には、リスク管理全般に適用される一般原則が適用されるべきである。具体的には、比例原則、無差別原則、一貫性等が適用されるべきである。

「多様な選択」につきましては、適用した場合の措置は、すべてのリスク管理に関連する選択肢の中から選ばれるべきであり、場合によっては、何もしないという選択肢も正当な判断の結果の一つである。

「費用便益分析」ですが、講じられるべき措置のコストが最小化されるべきであり、措置内容の検討に当たっては、費用と便益の検討、可能な場合には、経済的な費用便益分析を行うべきである。

「措置の再評価・再検討」についてですが、講じた措置は、一般的に暫定的なものとなり、科学的根拠の発展等により措置の変更が必要になる場合がある。

(3)透明性の確保と公衆の関与ですが、適用プロセスにおいて、全ての段階における透明性とできる限り多くの利害関係者の参加を確保することが重要である。とりわけ、社会的コストへの利害関係者の理解を得る上で重要である。

最後に、過去の適用事例の評価と今後の対応ですが、先ほど事例で紹介しましたとおり、必ずしも十分ではなかった例もあったことから、今後は、過去の事例から得られた教訓等をもとに、関係者間の共通理解を進めつつ、この考え方の適用を適切に行うことが必要である。

以上の内容でございます。

○北野座長 ありがとうございます。資料1-1、1-2を中心に説明いただいたのですが、全体の議論は3人のプレゼンが終わってから行う予定なのですが、今の1-2、1-1の資料の説明で、わかりづらいとか、何かはつきり確認しておきたいということがあったら、まずそれだけ伺いましょうか。意見ではなくて、この記述されている内容について少しくリア

にしておきたいとか、もしそういうことがあったらまず伺いましょうか。特によろしいですか。

わかりました。それではそういうことで、次に橋高さんから資料1-3の「予防的な取組方法の考え方」について御説明をお願いします。

○橋高氏 橋高です。

まず、資料1-1の21ページで、今、御説明いただいた資料をごらんいただきたいと思えます。予防的な取組方法の措置の法的な位置づけについてということで説明が書かれているページがありますが、例えばEUのところでは、「欧州裁判所の判断は」、途中飛ばしますが、「限定されなければならない」とか、予防原則が国際法の原則であるとは認めていないといったように、ここだけを見ると、予防原則というものが全く法的に意味がないかのようと思われる方もいらっしゃるかもしれません。

まず1点申し上げたいのは、国際法の慣習上で原則と認められるかどうかという国際法の問題と、特定の地域あるいは国の中で、その予防原則を取り入れた法律が効力を持つかどうか、裁判上の規範になるかどうかということは、全く別の問題ですので、国際的な慣習法として認められていないということが、予防原則が法的な位置づけを持たないということではありません。それを御紹介したくて、EUの事例を私の資料1-3のところに引用いたしました。

EUの裁判例の中では、予防原則というものは法的な原則として裁判所によっても適用されています。予防原則がどういうふうに使われているかといいますと、例えば、ファイザー社とカウンシルの裁判例では、それだけではないのですけれども、予防原則というものが、共同体機関への裁量権付与の根拠規定として性格づけられているということです。

環境省の方が事務局のほうで御用意してくださった21ページのEUのところには、「実施機関が広範な裁量権を有している場合」と書かれているのですけれども、予防原則というのは、行政がどういった手段をとるかという広い裁量を持つということの根拠となっているということです。

具体的には、ファイザーアニマルヘルス社の判例を引用しているのですけれども、「予防原則の下では、共同体機関は、人の健康のために」、すみません、「人の健康のために」がもう一回繰り返してしまっているのですけれども、そこは削除していただいて、「未だ不完全な科学的知見に基づき、法的に保護された地位に深刻な被害を与えうるような保護的措置を採用する権限を有し、この点につき共同体機関は広範な裁量権を有している」とあります。

このファイザー社の裁判例では、予防原則に基づいて抗生物質の認可を拒否したことが正当化されているのですけれども、ほかの裁判例でも、予防原則というのは、行政の裁量を広げる根拠として上げられています。

次の裁判例では、「権限ある機関が、市民の健康、安全および環境に係る特定の潜在的リスクの防止のため適切な措置を講ずることを要求する、共同法の一般原則である」と書

かれています。

そして、もう少し踏み込んだものですが、次の裁判例では、「リスクが具現した場合に市民の健康に対する現実の被害が生ずるおそれが存するときには、予防原則は制限的な措置の採用を正当化する」と書かれています。

つまり、もう一度21ページのところに戻っていただいて、EUのところに書いていることを見ると、「実施機関が広範な裁量権を有している場合、措置の合法性の判断を行う欧州裁判所の判断は、当該機関が権限の明白な誤り又は明白に誤った行使を行うか、明白に判断の権限を越えているかどうかを検討するのに限定されなければならない」と書かれています。ですので、むしろこれは、予防原則によって広範な裁量権が認められているのだから、それを不当に越えるような、明らかに予防原則を適用しても、それを越えて行政側が何か規制をしたという場合には司法判断が下されるというような流れで理解すべきではないかと思っています。

予防原則に基づいて広い裁量がある、だからこそ、その裁量をどういうふうに行使したかというところで、違法性がなかったかどうかという判断につながってくるわけですから、広範な裁量を正当化するというのが行政の手續保障だということで、予防原則の適用に当たっては、市民が参加するとか、科学的な評価に基づいた判断を行う、適正な手續をとることがより重要になってくるのだと考えております。

以上が法的な位置づけのところについて、資料を見て思ったことです。

次に、環境省で御用意いただいた1-2の資料についてですが、1ページ目の3のところの2つ目の段落に『予防的な取組方法』と『リスク評価』の両者の考え方は補完的なものであり、『予防的な取組方法』は、科学が十分な知見を与えないときに意思決定プロセスに活用すべきものである」と書かれています。先ほどの御説明の中でも、予防的な取組方法とリスク評価という両者の考え方は補完的なものなのだということは共通認識だという御説明があったのですが、私自身は、そこがまだ十分に納得がいっていないところです。というのは、こちらの書き方でも、「補完的」というのが、どういう意味において補完的なのかというのが十分明確でないように思っております。例えば、ここでは科学が十分な知見を与えないときにのみ、予防的な取組方法が適用されるという意味のようにも読めて、私は、そういう意味で補完的と理解されるべきではないと考えております。リスク評価ができるものはすべて科学的で、リスク評価ができないものに関して予防原則を適用するという意味であれば、そういう意味の補完的というのは、私は疑問を持たざるを得ないと思っています。リスク評価というもので、そんなに科学的に不明確性が残らないほど完全にリスク評価ができるのであれば、そういう意味での補完的というものもあるかもしれないのですが、リスク評価をしているといっても、必ず何らかの不確実性というものは残るわけですから、そういう意味では、リスク評価がなされる場合でも、予防的な取組方法の考え方に基づいてリスク評価を行うということもあり得るのではないかというのが私の疑問です。

それから、次の点ですけれども、適用要件ということで、現在の適用要件は、資料1-2の4の(1)のところで、「①潜在的に有害な影響が、特定の行為、製品または工程によって引き起こされることが特定されているという『リスクの存在』と、②科学的評価によって十分な確実性をもってそのリスクを確定することができない『科学的不確実性』の2つである』と書かれています。これは、ぱっと読むと矛盾しているふうにもあまり感じないかもしれませんが、よく考えてみると、どうして2番目のところ、適用要件のところで、「十分な確実性をもってリスクを確定することができない」ということが要件の一つでありながら、もう一方の要件では、「特定の……工程によって引き起こされることが特定されている」と書かれていて、ちょっと私には、この①の要件と②の要件の関係がよくわからないということがあります。

また、①のように有害な影響が特定の行為等によって引き起こされることが特定することまで要件として求めるのであれば、結局、リスクの存在が十分に特定されていない、よって、発動要件が満たされていないので予防的な取組は適用されないということになってしまうのではないかと懸念しています。

それから、最後に、多様な選択ということで、2ページ目の(2)の2つ目の括弧が書かれていて、先ほどの御説明の中でも、場合によっては何もしないという選択肢も正当な判断の結果の一つであるということがとても強調されていました。そもそもこの討議用メモの1ページの1番の定義のところでも、なぜ予防的な取組方法を取り入れるのかというところで、費用対効果の高い手法を適用することを延期せずということで、そのために予防的な取組方法というものが考えられているにもかかわらず、何もしないということがあまりにも前面に出ることによって、結局何もしないことというのを正当化して、予防的な取組の考え方自体を何のために議論しているのかよくわからないということになってしまうのではないかと考えております。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。

それでは、中下さん、よろしいでしょうか。資料1-4ですね。討議用メモの意見をお願いします。

○中下氏 ありがとうございます。

私は、先ほど質問がないかと座長からあったのですけれども、私のところで言及するのであえて質問させていただかなかった点が2点あります。今の橋高委員と非常に共通するのですけれども、1点目は、法的な位置づけのところですか。これも、先ほど橋高さんから御紹介のあったとおりなのですけれども、とりわけ気になりますのは、資料1-1の23ページ末行です。「この考え方は、意思決定者を法的に拘束するものではない。」と書かれておまして、ちょっとこれがいかなる含意を持っているのかというのが、私はちょっと理解しにくいのですけれども、法的なことでも恐縮ですけれども、過去、例えば水俣病事件、あるいはアスベスト事件も判決がございまして、国の責任が認められた判決は幾つ

もございます。そういう中では、ポイントになりますのは、予見可能性があったかどうか、そして、その結果、回避が可能であったかどうかというところがポイントになりますので、予見可能かどうかということと、この予防原則適用条件との関連というのは必ずしも明確ではありませんので、このような適用要件で予防原則が発動された、だからきちんとやっていたのだということには決してならないのではないかと私は思っておりますので、その点を1つ指摘させていただけたらと思います。

それからもう一点目が、橘高さんも言われましたリスクの特定のところなのですけれども、1-2のペーパーのリスクの適用要件の「①潜在的に有害な影響が、特定の行為、製品または工程によって引き起こされることが特定されているという」というような内容で「リスクの存在」というものを定義しておられるわけですが、これがまた、いかなる意味を持っているのかということがちょっとよく理解ができないものですから、1つは、何か例えば特定の疾患が、ある化学物質の使用によって引き起こされるというところまで要求しているのかどうかということなんですね。もしそういうことだったら、これはそこまでの特定を要求するのはおかしいのではないかと思っておりますけれども、この辺を疑問に思っておりました。

そういうところをまず指摘させていただいた上で、ペーパーの説明をさせていただきたいと思います。

まず、私どもダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の活動をちょっと御紹介させていただきたいと思うのですが、このように、「公害はなぜ止められなかった？ 予防原則の適用を求めて」というブックレットを出しております、これは、先ほど御紹介いただいたレイトレスンズに触発されまして、日本における公害事件、薬害事件、今までの事件や、あるいはアスベストとかPCBとか、そういった対策について、予防原則はどういうふうに適用すべきであるかということをおもが一応考えまして、先ほど12の教訓とありましたけれども、私たちは9つの教訓を導き出して、提案させていただいておりますので、機会がありましたら御参考にさせていただければと思っております。

その中で、環境政策における位置づけ、リスク評価との関係、先ほどこれは橘高さんから問題提起がございましたけれども、私どもとしては、リスク評価という制度については、そもそも定量的なデータがないとこれは適用できません。それから2つ目に、実際には私たちは数十から数百物質も同時にばく露を受けている、このように言われております。この点について、少なくとも1物質だけからばく露を受けるわけではないわけですが、そういった複合ばく露の影響というものが、この今行われているリスク評価の仕組みの中には反映されておられません。しかも、複合影響を評価する方法というのは、EUは現在開発段階とかとちょっと伺っておりますけれども、でも、まだ我が国においては開発されておられませんし、EUでも確たるものが開発されたということは聞いておられません。そういうことで、これはできていないということですね。

それから3つ目は、最近問題になります環境ホルモンのようないわゆる内分泌かく乱化

学物質のような低用量影響につきましては、やはり逆U字現象があるのではないかという御指摘もありますし、それから、そういう微量なものについての影響は、個人差が非常に大きいということが指摘されております。そういう中で、果たして今の定量的なリスク評価だけで人々の健康を守れるのかというところは、非常に疑問があるのではないかと考えております。

さらに、これはよく言われることですがけれども、EUでも、リスク評価というものは、一応合理的なように考えられるのですけれども、多大な費用と時間がかかります。全ての物質について、これを全部やるということが果たして合理的と言えるのか。その間に被害が発生してしまったら大変ではないかということが、やはりEUなんかでも、REACHの提案のベースにあったと理解しております。

そういうことを考えますと、とりわけ私がやはり気になっておりますのは、複合影響なんですね。これはもう常に1物質でしか影響評価していないとしたら、常に過小評価の可能性が付きまといまいます。相乗効果がないとは言えないわけですから。そういうことを考えますと、こういったリスク評価の制度そのものに、やはり根本的に欠陥があるということを認識の上で、それでもほかに方法がないから、今はリスク評価でやっているのだというのだったら、それはわかります。ほかに方法があるわけではないので。だけれども、申し上げたいことは、その点をやっぱり認識していただいた上で、予防的取組方法の必要性というものもさらに認識をする必要があるのではないかとということなんですね。

WSSD目標によると、化学物質による人の健康や生態系への悪影響を最小化する、つまり被害を食いとめることが一番大事なことで、リスク評価をするというのはその一つであるのはもちろん当然なのですけれども、被害を食いとめるために何をすべきかを考えるのが、やっぱり予防的取組方法を提唱されていることの根本的な含意だろうと思っておりますので、そういう観点からリスク評価を考えるべき。

だから、先ほど橘高さんから話がありましたように、リスク評価してから、その上で何か予防原則のあり方を、リスク評価ができなかったから予防原則をやるとか、そういうふうに考えるのではなくて、補完というと、どうしても片一方が主で、何か補うみたいなイメージがあるものですから、そういう問題ではないよと。むしろ予防原則を原則にし、リスク評価があればそれに越したことがない、そういった意味での補完であると私は理解したいと思っております。そういう意味で、だから、常に予防原則を、予防的取組方法の可能性を考えるべきだということでもあります。

それから、2つ目の適用要件についてですけれども、まず(1)の先ほど申し上げたリスクの存在の特定の行為によって引き起こされることが特定されている、こういう表現については反対です。先ほど申し上げたとおり、予防的な取組方法については、常に適用が検討されるべきもので、リスク評価の持っている根本的な制約を考えると、やはり常にあり得るのではないかと考えておりますので、このような発動要件を厳しく定めることについては反対です。

例えば水俣病事件のケースでも、健康影響が発生しているというところからまずスタートしているわけですね。そのときに、究極の原因が、チッソから排出された汚染液によって、いわゆる有機水銀である、こういうことまでわかっていなくても、健康被害が発生した人たちに共通しているのは、水俣湾でとれた魚を食べたということなんですね。そうだとしたら、まず、水俣湾でとれた魚を今後いろいろな人が食べないようにするということだとして予防原則として当然あり得る方法だと思いますので、その特定を要求すると、こういうことがみんな外れてしまいます。そのことは反対です。

それから、講じる措置の取り扱いですけれども、多様な選択のところですからけれども、もちろん多様な措置の選択肢の検討があり得るという、このことについては全く賛成です。ですけれども、先ほど申し上げたように、リスク評価の限界に鑑みると、潜在的なリスクが存在するという場合には、まず、先ほど橘高さんもお話がありましたけれども、技術的、経済的に可能な対策をとるということをやっぱり検討すべきではないかと。そういう検討したけれども、存在しないという場合には、ひょっとしたら今の「何もしないという選択肢も正当な判断の一つ」ということが当てはまるかもしれませんけれども、それは、やっぱりごくごく例外的な場合で、情報提供ぐらい、さしたる費用がかかるわけでもないわけですから、それもできないなどというのはちょっと考えられません。ですから、むしろこれはどのような場合が想定されているのかというのをちょっと事務局にもお伺いしたいと思いますけれども、私はこんな例外的な、もう例外の例外的なものまで、こんな原則のところを書くべきではないと思います。

それからもう一つ、この講じる措置の取り扱いの中に記入がないのですけれども、私は、やはり胎児、子供は大人と違いますので、胎児、子供への影響については、わかっていないことも非常に多いということを考えますと、にもかかわらず、脆弱であるということにはわかっている。でも、どこまで脆弱なのかとか、10倍でいいのか、何倍でいいのかということだって、それはなかなかわかっていないわけですから、やはり子供等の弱者に対しては、この予防原則というものの適用を優先的に考えるべきだと思います。

EU諸国では、皆さんも御承知のとおり、予防的措置として、学校、保育所、病院周辺などにセンシティブエリアを設けたり、あるいは子供用品については使用を一時中止するという、暫定的に禁止するといったようなことが講じられております。予防原則の適用に当たっては、そういった特別の対策をまずやっぱり検討するというところを原則にしていたきたいと思います。

3つ目、透明性の確保と公衆の関与。このような透明性の確保と公衆の関与というのはもう当然のこととして、と申しますのも、科学的根拠が十分でない場合にするわけですから、これはもう科学的判断ではないんですね。だから、問題の本質は、むしろ社会的な合意形成の問題です。そうしますと、どのような形で合意形成を行っていくのが一番望ましいのかという観点から考えるべきで、国際文書にも書かれておりますように、できるだけ多くの利害関係者を参加させて、十分な説明と議論が必要ではないかと。そのためには、

現在の審議会のような形ではやはり十分ではないのではないかと。むしろこの問題にある意味で特化した一つの個別の予防的取組方法を講じるかどうかというようなことに特化したタスクフォースを、できるだけ多くの利害関係者が参加して、この政策対話のような形で議論を重ねて、その上でパブリックコメントをとるなり、そういったことをやっていくべきではないかと思えます。

最後にもう一つ、これはぜひ明記していただきたいのですけれども、この予防的取組方法に関しては、なかなか省庁間の共通理解があるのかないのかもよくわからないのですけれども、やはり省庁によって、その言葉を受けとめる温度差に相当違いがあるように私もNGOとしては感じております。そういう意味で、どの省庁であっても、私どもが予防原則に基づいてこういう発動をしてもらいたいというような提案ができるような制度をぜひ設けていただいて、そういう提案があれば、タスクフォースをつくって検討すると。費用対効果も含めて幾つかの選択肢のオプションを書いて議論していただき、さらに、それに基づいてパブリックコメントをとるといったような形の、今回、脱原発の国民的な議論がございましたけれども、あのような形でのパブリックコメントというものが必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。

この後の議論の進め方ですが、委員の皆様方から御提案がありましたら、もちろんそれに従いたいと思いますが、資料1-2が一応討議用メモということでまとめてありまして、今、橘高さんと中下さんから、一部このメモについての御意見もいただいたわけですが、どうでしょうか、まず、この1の定義から5、過去の適用事例の評価まで整理されていますが、今回の予防的な取組方法の考え方について、定義とか、名称とか、位置づけとか、適用方法とか、それから、講ずべき決定云々とありますね。これ以外に、やはりここで議論すべきことがあるかどうかということをもまず御意見を伺いましょうか。そして、議論すべきテーマとか事項が決まったら、それぞれについて委員の皆さん方から忌憚のない御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。予防的取組方法、定義、それから名称をどうするか、環境政策の位置づけ、どういうふうに適用するか、適用の要件、それから講ずべき措置ですね。それで、あとは透明性の確保と公衆の関与、今そこで、一部中下さんからお題をいただきましたけれども、とりあえず黒でゴシックになっている大きく4つぐらいのところよろしいでしょうか。議論していく中でまた出てくれば、もちろん追加したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。はい。

今までの御意見を伺いますと、やはり3の位置づけと適用要件とか講ずべき対策、その辺が一番大きな議論になるのではないかと思うのですが、まず、事務局とも相談したいのですが、最初の定義ですけれども、私は今、資料1-2をもとに話を進めているのですが、定義ですが、リオ宣言の第15原則ということで、この辺についての考え方ですね。とりあえずリオ宣言の第15原則は、資料1-1ですね。資料1-1の4ページ、リオ宣言の第15原則

「環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」。ここで「深刻な」とか「不可逆」ということが出てくるわけですが、この辺のところは、定義というか、この予防原則を適用する上でのベースの考え方と理解したいと思うのですが、まず、リオ宣言の第15原則についていかがでしょうか。こういうものをベースに考えていくと。

庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 最近、英語を訳すのが実に難しいということに気がついているのですが、やはり「重大なあるいは取り返しのつかない破壊が発生する」という言葉だけで終わらせると、このリオの第15原則の場合は「threats」が入りますよね。「threats of serious or irreversible damage」。我々はこれを、もし化学物質の管理にこういった原則を使うと考えるならば、「破壊」という言葉だけで終わるわけにはいかないのではないのでしょうか。ある意味では、「破壊」というのは、これで適切なのでしょうかという感じがしております。

○北野座長 ごめんなさい、「破壊」というのはどこですか。「破壊」とおっしゃっているのは。

○庄野氏 定義の1の予防的な取組方法とはという、その2行目ですよね。資料1-2です。

○北野座長 資料1-2ですね。失礼しました。

○庄野氏 「重大なあるいは取り返しのつかない破壊」なんですよ。破壊したら取り返しなんかつかないですけども。

○北野座長 この「破壊」という言葉がちょっと、「threats」は「おそれ」ですよ。多分、この「threats」の訳し方が間違えているのではないですか。

○中下氏 「damage」を間違えているのではないですかね。

○北野座長 「damage」のことを言っているのですかね。この場合、「damageのおそれがある」と。

○中下氏 被害ですね。

○北野座長 ちょっと「破壊」という訳が誤解を、ごめんなさい、資料1-2ですね。失礼しました。資料1-2の1の定義で2行目、この「破壊」という言葉を直しましょう。

「damage」という英語を「破壊」と訳してしまったのですね。「serious or irreversible damage」、「serious」は重大ですね、それから、取り返しのつかないirreversibleな、おそれというのは「threats」で入ってきているのでしょうか。だから、「被害」と訳したほうがいいですか。どうでしょうか。違いますか。庄野さん、何かいい日本語がありますか。

○庄野氏 「adverse effect」とか、そういう議論から考えると、「被害」という言葉なのか、「脅威」という言葉を使ってしまうとかえってまずいのか、ちょっとその辺で悩ん

でいるのですけれどもね。

○北野座長 「adverse effect」は、いわゆる「影響」と訳してもいいかもしれませんが、けれども。

○庄野氏 不可逆的、致命的な問題だろうと思っておりますので、ですから、冒頭、英語を日本語にするのは難しいと申し上げたのはそこなのですけれどもね。

○北野座長 「重大なあるいは取り返しのつかない影響」ぐらいにしておきますか。

○庄野氏 とりあえず「影響」にさせていただいても、別に構わないと思います。

○北野座長 「adverse effect」のところで、「影響」としましょうか。

どうぞ。

○橋高氏 でも、もとの英語が「damage」で、それをちょっと「影響」というのは意識ではないかと思いますが。

○北野座長 やはり「被害」ぐらいですか。

○橋高氏 「被害」または「損害」が普通の「damage」の訳かと思います。

○北野座長 中下さん、どうですか。

○中下氏 リオ宣言に由来しているということは、きっと相違がないのだと思うので、リオ宣言の文言を、公式訳があると思うんですね。その公式訳に合わせたらどうでしょうか。多分「破壊」なんていうのは公式訳にないですよ。これは多分、ここに出ているのだと「被害」と訳されていますけれども。

○事務局 こちらに外務省の簡易訳の資料がございまして、その翻訳結果が資料1-1の文章となります。

○中下氏 そうですよ。そうしたら、そこは「被害」になっていますよ。

○北野座長 では、「重大なあるいは取り返しのつかない被害が発生するおそれ」でいいですか。

○中下氏 「深刻な、あるいは不可逆的な」となっていますけれどもね。「被害のおそれ」。

○北野座長 「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には」と。いいですか。では、この資料1-2の1の定義のところをリオ宣言のこの訳にきちんと合わせましょう。「予防的な取組方法とは、リオ宣言第15原則に基づき、深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には」と。とりあえずそれでいいですか。基本的には、リオの第15原則を頭に描いているということで、ちょっと資料1-1を簡略化してありますので、文章を大分カットしてありますので少し説明が不十分かもしれませんが、この資料1-1の4ページのこの第15原則を御理解ください。

私が言いたかったのは、こういうことをバックにしながら今後考えていこうかという共通の基礎としては、とりあえずよろしいでしょうか。いいですか。はい。

それでは、定義については、リオの第15原則のこの英文を訳したものを使うということにしましょう。ちょっとここは字数を大分はしょってしまったので誤解を招くかもしれませんが、リオの第15原則をそのまま使しましょう。

次に、名称について、我々は「予防的取組」という言い方をしていますね。それについては、この資料1-2の2の名称にありますように、「原則」とか「取組方法」とか「措置」とか、いろいろな表記が用いられて、事務局としては、「これらの違いによって定義の内容が変わるものではなく、この考え方をどのように施策に適用するかによって位置付けが変わる」と。ちょっともう少しこれを説明してくれますか。

○事務局 今の名称の部分ですけれども、これは主にOECDの文書から我々は引用してきて、国内法及び国際文書で使用されている予防の定義はさまざまであり、また、予防の使用は状況の特性によるということ、そして、すべての状況に適用できる定義がないという事実が一方であるためであろう。このことは、さらに予防の意味において統一的な理解は存在しないという結論へつながっていくということで、OECDの取りまとめにおいても、approachあるいはmeasuresあるいはprincipleといったような後ろのほうを飛ばしまして、「予防」という形で整理して取りまとめたということを踏まえまして、我々はこういった形で名称ということに対しては、「これらの違いによって定義の内容が変わるものではなく、この考え方をどのように施策に適用するかによってその位置付けが変わる。」という形で整理させていただいております。

○北野座長 難しいな。では、まず上田さん、お願いします。

○上田氏 お手元の参考資料の2-2というものが関係省庁の連絡会議の整理資料としてあるかと思います。当時、たまたま私はこのメンバーで入っていたので少し記憶があるのですが、今回のこの共通理解も、基本的にこの資料から抜粋したような形になっていまして、4ページ以降に性格とか、考え方の定義とかというものが整理してあって、その文章を引っ張ってきていると。この文書のもとが、今、事務局から話がありましたOECDの整理だという構造になっていまして、定義で言いますと、5ページの上に2ポツで「定義」とありまして、さまざまだけれども、おおむね共通していると。ただ、2つ目の丸の最後ですが、「多くはその共通する考え方をどのように適用するかを重要視しているものと考えられる」ということで、その語彙の差を設けていると整理したところでもありますので、これも、政府の関係省庁の中のある種勉強会的なところで整理をしたので、これが正しいかどうかは断定できるものではないですけれども、そういうものを今回引っ張ってきて、たたき台に提示してあるというところがございます。

○北野座長 この会議では予防的取組というものについて議論しているわけですね。はっきり言いますとね。だから、その予防原則というと、多分皆さん全てオーケーと。その取り組みをどの程度のレベルで行うか、どういうふうに行うか、どういう対策をとるかというのが、この会議の目的だと私は思っていますので、とりあえず「予防的取組」という言葉でよろしいですか。これはあまり議論する内容でもないような気がするのですが。

庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 すみません、今の北野先生の御提案でいいかと思うのですが、ここでちょっと確認したいのは、日本語的に、「予防 (precaution)」は、「これらの違いによって

定義の内容が変わるものではなく」というのは、何を指して定義の内容は変わらないものなんでしょうか。ちょっとそこを確認したいのです。といいますのは、先ほどからずっと聞いていますと、取組方法、それから予防原則、措置が混在した中で議論されてしまっていて、あくまでも「precaution」というのは、これを「precautionary」にしたら、「〇〇的〇〇」なんですよ。そうしたら、おのずとその中身は変わってくるのですけれども、「precaution」自身は変わらないということをごここで言いたいのかどうか、ちょっとこの文章だけだとはっきりしないということだけだと思います。

要するに、ここで「予防的原則」で御議論いただくのか、あるいは「取組方法」として御議論いただく上で一番重要なポイントをまず前提として明確にさせていただければありがたいと思います。

○北野座長 私の理解では、この委員会は「予防的取組方法」ということの議論の場ですので、予防原則云々の議論ではないと思っているわけですね。予防原則というのは、私の理解では、皆さん、予防原則を適用するのは当然だと思っていると思うのですが、それに対して、どういうケースで、どういう取り組みでとっていくかという、その辺のコンセンサスが得られればという、まずその前にももちろん議論ですけれども、私はそう思っているのですけれども、この辺どうしましょうか。勝手に座長が進めてはいけないので、事務局、上田課長、どうですか。

○上田氏 これも各省連絡会議でどういう議論があったかというものの紹介になるのですけれども、結局この検討会をやっていたときの議論を思い出しますと、precautionary approachなのか、precautionary principleなのか、どの用語を使うのかという議論がよく行われていましたが、そのときに、precautionというものの考え方を施策なり何なりに当てはめるときに、そのときの用語としてprincipleなのかapproachなのかという議論がよく行われていたのですが、ただ、EUの文書を見ても、またOECDで整理されたものを見ても、それほど中身が、言葉は違っているのだけれども、発動適用要件とかと大きく異なるものではないと当時整理をして、あまり言葉の違いでどっちをとるのかという議論をしても先に進まないで、言葉はもう日本の場合は締約で決まった「取組方法」で議論するけれども、だから原則ではないのだとかそういう議論はしないと。あまり中身が違わないではないかということ、この関係省庁のペーパーで言及したというところがあります。

○北野座長 どうぞ。

○庄野氏 我々が海外の人たちと色々な議論をしていると、今の御議論は間違いないと思うのですけれども、ただ、EUでもそうですが、あるいはREACHでもそうなのですが、ある予防原則、principleに基づいてその法を履行する、施行するという考え方もともとあるのですよ。そのときは、予防的対策に基づいてなんていう議論にはならないのです。やはり、それはあくまでもprecautionary principleなんです。それで、precautionary measuresとなると、これはもっと具体的に、では、どうするんだという議論をその中で話として使うんですよ。WHOの場合は、ここはちょっと難しいんですね。む

しるOECDは「予防」という言葉だけを取り上げているという考え方になりますから、それぞれ使いようによって違うと思うのです。

例えば、ある法規則を我々が施行する上においては、これはprecautionary principleに基づいてという話になってくると思うんです。それが恐らく一番受け入れやすい考え方だと思いますので、これはあまり全部が違わないとしないほうが、かえっていいのではないか、クリアなのではないかと我々は考えています。そうでないと、日本語を英語に訳したときに、海外的にも恐らくアクセプトされないと思います。

○北野座長 基本にはprecautionary principleがあつて、原則があつて、それに基づいてprecautionary approachがあつて、具体的な対策、手段というのはprecautionary measuresだという、そんなような理解だということですね。

○庄野氏 おっしゃるとおりです。

○北野座長 ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。もちろん私なりに理解すると、precautionary principleという原則がまずあるのだと。それに基づいて、precautionary approachというものがあつて、具体的な手段としてmeasuresがあるという。

上田さん、ちょっとどうですか。

○上田氏 これも条約交渉で、前文で何を書くかというようなことがよく議論されるときに、確かにprecautionary measuresというのを対立する概念として持つてくる人はあまりいなくて、approachなのかprincipleなのかということで議論になって、結局は、リオのところの先ほど引用されている資料1-1の4ページですが、あれもapproachを使って、これが世界各国共通して合意できるものだということになっているので、ここの名称のところで、確かに使われているものを全部並べたのは、かえって混乱を、measuresを並べているのがちょっと変かなと。

ただ、approachなのかprincipleなのかというのは、どちらもその考え方レベルではいろいろ、本当は、原則は上だろうという概念はあるのですけれども、それを認めないでアプローチだとかと言っている。結局リオはこの言葉をとったところから考えると、とりあえずmeasuresだけは混乱するからここの定義から外しておいて、あと、その他周辺の書きぶりが適切かどうかというような修文でどうかなというのが私のほうから。というのも、環境基本計画でも予防原則で書いていなくて、あくまでリオ宣言の訳とその他条文等の中から、環境政策の中では基本計画の抜粋をつけていますが、予防的取組方法というものをその政策の原則と位置づける、この3番のほうですけれども、位置づけでそれを原則として扱うのだけれども、その考え方の名称としては取組方法というものを使っているという形になっているので、2段階あるとなると、若干基本計画をやや否定するような形になったら、私としてもつらいなと思うところがあります。

○北野座長 私もここで個々のmeasuresについて議論する気もないし、その場でもないと思うので、やはりどのようなapproachを使うかという、要するにどのようなmeasuresをとるかというその前提としてどのようなapproachが必要なのか、そんなような位置づけでど

うでしょうか。だから、principleがまずあって、それに基づいてprecautionary approachがあると。だから、予防原則と予防的取組という形でこの場ではとめておいて、measuresという言葉は外すということで。私は、ここで個々のmeasuresについて議論してもしようがないと思うんですよ。そんなケース・バイ・ケースの議論ではないのですから。

○庄野氏 それは、北野先生に私も同意させていただきたいと思います。ただ、このリオ宣言をつくったときは、やはりそれなりのシチュエーションがあって、結局そのときのワードをつくる時にすったもんだするわけでしょうけれども、そのバックグラウンドが違うので必ずしもこだわる必要はないとは思っています。ただ、最終的には、今の北野先生の御意見に私は賛同したいと思います。

○北野座長 いかがでしょうか。この場ではprecautionary principleをもととして、precautionary approachのあり方について考え方を皆さんで議論していくと。具体的にどういう手段をとるかというような話、measuresについては、この場では議論しないということで、もしよろしければ、「予防的取組方法」という言葉で統一して議論していきたいと思うのですが、いかがでしょうか。先ほどの英語のprecautionary approachの訳として、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○上田氏 多様なステークホルダーの意見交換の場ということで、私も1つ、政府の立場ということで、今のその予防原則という考え方があって、そのもとで取組方法、アプローチがあるという上下関係のようなまとめ方を前提としてこの書き方という話だったのですが、この書き方は、どちらかというのと並列に書いてありまして、考え方を原則「principle」という言葉を使ってあらわすのか、「approach」という言葉で扱うのかということで、日本は従前から「approach」という言葉で条約などでも交渉しているので、上下関係という前提のもとでこれだと言われると、会議としては、総意がそうであれば、役所としては少し違う考え方があるということだけは発言させていただければと思いますが、書き方を並列にする場合においては構わないと思います。

○北野座長 では、皆さんの御意見を伺いましょうか。あまり私ばかりしゃべってもいけないから、とりあえず皆さんの御意見を伺った上で、役所は役所の考え方とおっしゃっていましたが、さっきの上下関係ではないのだけれども、基本的な考え方がprincipleにあるのかなど。それをどういう風にapproachしていくかという議論ではないかと私は思っているのですけれども、どうもすみません、勝手に議論を誘導ばかりしています。

では、中地さん、どうぞ。

○中地氏 基本的には考え方というのが先にあって、それに基づいていろいろな取り組みをするわけなので、予防原則があって、予防的取組があるという形で、考え方として、予防原則というものがあって、それに基づいてさまざまな取り組みをするということで、北野先生のおっしゃるような形でまとめられたほうがすっきりすると思います。

○北野座長 ありがとうございます。それでは、また全体を議論していく中で、どういう言葉が一番適切かというので2番に最後に戻りましょう。これからどういう議論で、どういう流れになるかわからないのに、あまりそもそも論で議論してもしようがないから、3番以降を議論して、そして、それに最も適切な言葉なり考え方で最後にまた戻りましょうか。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 すみません、1点だけ。今の考え方で全く賛成なのですけども、この記述のほう、資料1-2の一番末行のこの考え方をどのように施策に適用するかによって、その位置づけが変わるとするのはちょっと理解が難しいので、むしろ今の北野先生のような考え方を書いておいていただいたほうが、我々はいいなと思います。

○北野座長 そうですね。では、今の議論を踏まえて、そんなような形で、最後に2についてもう一回議論しましょう。

先ほどから橘高さん、よろしいですか、御意見のあった3番の環境政策における位置付け。国際法でどう考えるかというのは、日本の外の話なので、それはよろしいですか。最初から御指摘いただいたのですが、特にそこについては議論しなくてもいいですか。はい。

それでは、我が国の場合という3番ですが、一応たたき台としては、「予防的取組方法」と「リスク評価」が補完的なのだと。これについていろいろ御意見があったわけです。この3番について、補完的と考えるのか、いや違うと、その辺、どうぞ御自由に御意見をいただければと思います。

たしか橘高さんは、リスク評価自体にも予防的な考え方を入れるべきだという御意見でしたですかね。

○橘高氏 はい。

○北野座長 そうですね。それで、リスク評価が完全に科学的にできているわけではないし、多分そこにも、リスク評価自体にも予防的な考え方は結構、いわゆるワーストケースなりも入れて考えてはいるわけですね。ですから、ここでリスク評価というものを完全に科学的知見に基づいて、予防的な考え方なしでやっているわけではないということですよ。

大沢さん、どうぞ。

○大沢氏 少しわからないところがあるのは、予防的な取組方法とリスク評価は、何か全く別物のような書き方がここでされているのですけれども、私は、リスク評価の中にも不確実な部分というのは当然入っているとは思っているのですが、リスク評価をした上で、リスク評価できるものとできないものと当然あるわけで、その上で、リスク管理の手法として予防的な取組方法というものがあるのかなと理解していたのですけれども、その前段のリスク評価のところに対立するものとして予防的な取組があるという、入り口のところから分かれてしまうというのが、ちょっと理解しにくいと思っているんです。その意味で、リスク評価の不確実性の中で、その不確実性の程度がより大きなものが、リスク評価でき

ないものが予防的な取組ということになるのかなということ、そういう意味では連続的な関係なのかなと思っているのですけれども。ちょっと私の理解が間違っているのかもしれないですが。

○北野座長 大沢さんがおっしゃるのは、リスク評価という大きな枠組みの中で予防的取組も入ってきているのだと。それで、そのリスク評価が科学的に多少、いずれにしても曖昧さを持ってくる場合なんかについては予防的取組が入ってくると。大体リスク評価の中に、いわゆる科学的データに基づいたかなりリジッドなリスク評価と、それと、データもあまりないとか、不確実性が大きいとか、そういう場合には予防的取組、そういうことですね。だから、全体はリスク評価であるという御意見ですね。

○大沢氏 はい

○北野座長 どうでしょうか、皆さん方。庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 これは、本当は4番の、先ほど中下委員が御質問されたリスクの存在という言葉と関係するのですけれども、これは私も実は疑問を持っているのですが、今おっしゃったリスク評価というのは、やはり動物から人への脅威のリスクをある程度評価するという意味で、リスク評価自身はもともと限界のあるものだとまず御理解いただかないといけないと思います。

先ほど中下委員から、内分泌攪乱のU字曲線とか、あるいは複合の議論というものが出てきましたけれども、これはもう事実、我々としてのリスク評価としてのある一定の限界とか極めみたいなのがあると思います。ただし、今、話題になっているのは、恐らくカクテルとかミクスチャーの議論だろうと思いますけれども、これは、国立環境研究所さんがもう既に2011年にきちんと全国調査をやられて、実際のリスクも評価されていると思いますし、アメリカのEPA、FIFRAも、アグリゲートエクスポージャーとか、あるいはカマレイティブ（Cumulative）エクスポージャーということできちんとアプローチをされているのですが、これは現実の観点から言いますと、非常にロードがかかるワークであり、これを全部やるなんていうことは、まさに中下委員が言われるように、これは不可能な部分があるんです。

だから、どうしてもやはりリスク評価だけですべてのデンジョンをするというのは恐らく無理でしょうという考え方から、この予防的取組方法というものを補完的に使うことで、ダブルクラッチをかけるのだという考え方に関しては、私どもはそんなに違和感はないということだろうと思うのですけれどもね。

○北野座長 そうすると2つの意見と見たらいいですか。原案どおり、いわゆる通常のリスク評価というものと、それが適用し得ないような場合には予防的取組があるという補完的な位置づけにするという意見と、それから全体が、全てがリスク評価なんだ、その中の一つとして予防的取組があるのだという、今までの議論を大きく分けるとそういうことになりますか。

では、まず先に山本さんでいいですか、次に中下さん。

○山本氏 今の3の補完というのは、やはり何となく引っかかるという感じがしまして、先ほど中下さんが「予見」という言葉を使われていたのですけれども、この予見というのは結構大事な考え方ではないのかなと思うのですね。予防、予見、これは私の中ではあまり異ならないで近づいた考え方としてあるので、あとそれから、リスク評価の限界、これで、この3の後段のほうを読んでいくと、やはりリスク評価の限界を越えたら予防的な取組が出てくる、私の理解では、どうしてもそういう感じが出てくるのですね。だから、そういう感じでもないような、それで、先ほど大沢さんが言われたような、リスク評価と連続的にこの予防というものを捉えるべきではないと。その考え方も非常によく理解できまして、あとは、中下さんの言われた予見。ですから、予見とか予防とか、いわゆるリスク評価というものをある程度、私の中では一体型で捉えたほうが無理なく捉えられるということで、リスク評価が行き詰まったら予防的取組だねということではなくて、むしろ予防的取組とか予算とかリスク評価というのは、同じ列に並んでいるような、言い方としてよくまとまっていないのですけれども、そんなイメージを持っています。

○北野座長 要するに、通常我々がいうリスク評価自体にも不確実性が入っているということですね。したがって、その考え方としては、やはり予防的な取組みたいな考え方も当然入ってこなくてははいけないと。

○橋高氏 予見という要素をこの中にどううまく取り込んでいくかということが大事だと思うのですけれども。

○北野座長 それはまた次の適用条件とも絡んでくるのですね。これはまたかなり大きな議論になるかと思えますけれども、予見になってくると、リスクの存在を何にするかとなってくると思うのだけれども、中下さん、今のところで、3番で何かありますか。

○中下氏 私は、どちらかというところと予防がやはりベースにあって、被害を防止するためにどういうやり方が合理的かというところ、リスク評価というのがある一つ合理性があるのではないかということで、リスク評価をして、ある値以下であれば被害を防止できる、予防できるという考え方があるのだらうと思うので、そここのところは予防がまず全体としてあって、その中の一部にリスク評価があり、だから、常にリスク評価も予防の考え方に立って、予防と取り込み方法を適用しながら人の被害を最小化すると構造的にはなるのではないかと。ですから、先生がおっしゃったように、リスク評価が先にこんなにあって、予防がその中にあるというのではなく、予防が先にあって、リスク評価がその中にある。予防の中の一部としてあるという、丸で描くと、同心円の中にリスク評価が1つあるというようなイメージだと思います。

○北野座長 ありがとうございます。まず、予防という大きな円の一部はリスク評価があるし、それが適用できるもの、できないもので、ただ全体の円として囲むものは予防であるという考え方ですね。わかりました。どうぞ皆さん方、御意見があったら。上田さん、どうぞ。

○上田氏 すみません、この資料ばかり引用して恐縮なのですが、参考資料2-2の

ここで補完的と言われていたところの文章は、この資料でいうと7ページの下からになるのですけれども、結論として、「予防的な取組方法は、リスク評価・管理に代わるものではなく、科学が十分な知見を与えないときに意思決定プロセスに加わる可能性があるものであり、両者は補完的である」という文章があって、ここを今回の資料は引用しているのですが、その裏に、8ページですけれども、OECDとかEUでどういうことを言っているかというものを今見てみますと、今言ったように補完的であるとかというのはOECDでも、また、そういう補完的という言葉は使っていないですが、EUのほうは予防原則という言葉を使いますが、「予防原則は、科学的不確実性により完全なリスク評価が妨げられる場合の、リスク管理の一つである」という形で、割とどちらかというに分けて考えてあるのかなという感じはしています。ただ、この文章以外に何かというのは、まだ正確に整理ができていないですし、今いろいろ御議論いただいて、結構諸外国ないしはOECDとかEUで整理されているのであれば、このあたりの整理をもう少し文章をもって整理して、次回、今日もずっといろいろ御議論いただいてもいいのですけれども、このあたりのところは国際的な相場だというのを整理すれば、何か日本だけ特殊な予防の概念の整理をするというのも変なのかなと思ひまして、次回の資料の提案ということで、国際的な関係のところを少し整理して、このあたりの文章でどうでしょうかということにさせてもらったらと思うのですが。

ただ、このOECDとEUの文書を見る限りにおいては、どちらかという、補完的というものに立ってある程度書いてあるのではないかと思います。ただ、EUのほうはもう少し広目に見ていかないとはいけません。

○北野座長 中地さん、どうぞ。

○中地氏 日本語的なことで、ここは「環境政策における位置付け」と書いて、「環境政策上の原則等として位置付けられる」という文章として、汚染者負担の原則とか、環境効率性を重視すると並べるのであれば、あくまでも環境の被害は未然防止というのが原則なので、そういうものとして位置づけられるという話になると思うのですけれども、だから、そっちの日本語としてのきちんとした、内容的にうまくつながるような仕方に変えたほうがわかりやすいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

そういう意味では、環境汚染を引き起こさないという未然防止のための原則として言えば、予防原則というような形になって、その中にリスク評価の手法もあれば、リスク評価的部分については予防的な取組という形で何らかの対策を発動させるというのが筋になるのではないかと思いますので、いかがですか。

○北野座長 大きな環境政策の基本的な考え方は、ここにありますように、汚染者負担とか、環境効率性とかと並んで予防的取組というものがあって、その下で、例えばリスク評価が行われるとかということですかね。そういうものが今までの中地さんなり中下さんの御意見だったと思います。

浅田さん、どうぞ。

○浅田氏 すみません。素人が聞いていてちょっとわからないというか印象を持ったとこ

ろですけれども、私たち素人から見たら、リスク評価というのは、いわゆるサイエンティフィックなプロシージャーというのが1つ重要なものだと思っているんですね。この予防的な取組方法というのは、今、上田課長が言われた資料だと、リスク管理の方法としてというイメージで見て、何かこの評価と予防的な取組方法の間に、科学的なものの次に、それを管理するやり方というのがもう一個あるような感じがする。ここをリスク管理の方法として予防的な取組と言ったほうが、何か素人にはぴんと来るなと思ってちょっと聞いていました。

○北野座長 通常、リスク評価が行われて、次に評価に基づいてリスク管理が行われるわけですね。今の議論をしていると、なかなか、いわゆる科学的なリスク評価は困難であるということで、予防的取組を行う。それは、どちらかといえばリスク管理につながってくるのではないかと、そういう御意見でした。はい、ありがとうございます。

どうぞ、宇佐美さん。

○宇佐美氏 先ほど資料1-2の定義の議論が済んだと思っていますが、その後で恐縮なのですが、上田課長の御説明は非常に納得できる御説明だと思っています。この定義にありますように、科学的確実性が十分でないという状況のときに、先ほどの資料2-2を見ますと、確実でない場合に発動される考え方と受け取られます。この資料1-2の定義が日本語として私はちょっとわかりにくかったですけれども、なぜわかりにくかったのか考えてみますと、リオ宣言の原則の文章、この日本語を定義に持ってきたのでわかりにくいのかなという気がしています。

私のように工学の教育を受けた者にはこういう書き方はちょっとわかりにくくて、何かを定義するとき、こういう書き方ってちょっとわかりにくいんですね。私であれば、この定義の文章の2行目から、「科学的確実性が十分でない場合に、費用対効果の高い手法を適用することを延期させないために発動される方法」というような書き方をすると思うんです。であれば、私のような素人でもわかりやすいかなと思います。

○北野座長 これは1の「定義」と書いてはあるのですが、私がさっき申し上げましたように、皆さん全員の基本的な認識ということでこの第15原則を使おうと、定義とここに書いてあるのですけれども、いわゆる我々の言う定義とちょっと違うので、基本的な考え方を共有しようということでこれを使うということで、まさしく宇佐美さんがおっしゃったような文章に直したほうが我々としてはわかりやすいかもしれません。ありがとうございます。

最初に申し上げましたように、別に今日は結論を出すとか合意に達するということが目標ではないのですが、大きく2つと言ったらいいでしょうか、3つというか、その予防的取組というものとリスク評価というものを補完的なものとして位置づけていくのか、それとも全体の予防的取組という原則のもとでリスク評価、それができないものと、そのままリスク管理に予防的取組を使う、そういう考え方でしょうか。その2つぐらいの御意見だったと整理してよろしいでしょうか。

どうぞほかの方。庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 今、お取りまとめになったところは非常に重要なところなのですが、我々も、産業界では、とにかく予防というか、ハザードとか、そういう災害が起こるということをまず第一に止めなければいけないとか、それをできるだけ未然に防止する。未然に防止という言葉がありますよね。それは我々としては常に使わなければいけない言葉なんですよ。

これは現実的にやると非常に難しいのだけれども、リスク評価というのは、例えばラットで非常に急性な毒性がわかると言っただけでも、これでリスク対策が可能なのかどうか。そのときに、これは真に科学的に十分な知見を与えているのかどうかを判断できるのかを厳密に考えていくと非常にややこしい話になるんです。だけれども、リスク評価、リスク対策が、今さっき浅田さんが言われたように、できなかったとしたら、我々は予防的手段をある程度とらなければいけない。そういうシチュエーションになるものだろうとっているんですね。

だから、ちょっとその辺、これで単に補完的なのというのは、ある程度僕は、位置関係としては正しいと思うんですけども、ちょっとそこだけは間違わないほうが良いと思っています。ある意味では、「科学が十分に知見を与えないときに意思決定のプロセスに活用すべきものである。」と言い切ってしまうところが、ちょっと気になるころではあるということです。こういう場合は、反対に、科学が十分な知見を与えたらどうするんだという話になってしまいますので、ちょっとそこは文章整理をしていただければいいと思います。一応、北野先生のおっしゃった後者のコンセプトのほうが近いと僕は思います。

○北野座長 最も大事な考え方は未然防止という考え方で、それがまず大前提に来て、その次に予防的取組が入ってきて、リスク評価をして、リスク管理をしていくか、評価のできないものについてはリスク管理に持っていくかという、そんな位置づけになりますかね。勝手に結論を出してはいけないのですけれども、一つのまとめ方としてはそういうまとめ方があるという意味でちょっと整理したまでなのですから。

予定ではこれは5時ぐらいまで、まだ十分時間があります。大丈夫です。失礼しました。5時20分ぐらいまで時間がありますので。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 今の庄野さんのお話を聞いていると、やはりこの適用要件のところをもうちょっと議論した上で、今の問題にもう一度立ち返ったほうが良いのではないかと思いました。

○北野座長 おっしゃるとおりで、私もまとめながらそう思っていました。はっきり言って、さきほどの2はまた最後に戻ると言ったのですけれども、3もまたその前に戻りましょう。年中行ったり来たりしている感じですが、ただ、全体像が議論されないと、なかなか個別の議論では間違いもありますので。

では、まず適用方法に行きましょうか。とりあえず、3については、先ほどちょっと申

し上げたような意見が多かったというまとめ方をしましたけれども、また戻ることにして、適用方法で、適用要件ですね。これについてはいろいろな議論がありました。特定されているということと科学的不確実性、これは矛盾するのではないかとか、それから、脆弱な集団に対しての配慮が入っていないというような御提案が何回もありましたね。

この適用要件で、1つはリスクの存在ということで、それが特定されているということと、それから科学的不確実性がリスクを確定することができない、だから、この「特定」という言葉が多分誤解を招くのかなと私は思うのですけれどもね。特定と言うと、まさに「これだ」となりますので。

庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 これは、まさにおっしゃるとおりでして、先ほどの中下さんの御議論も、恐らくこんなところから来ているのだらうと思うのですけれども、これは「引き起こされることが特定されている」というのは、我々が普通考えると、化学物質とその災害あるいは被害との間の因果関係が明確かどうかということではないかと考えるんです。そうすると、その後の「リスクの存在」というのは、ちょっと言葉がおかしくなる。ある意味では、リスクが発生している確認なのか、それが実際に起こっていることなのかどうかということに若干疑問があって、ここの、これは訳されたのですかね。ちょっとここがよくわからないのですけれども、それは、西洋の言葉を日本語に訳すと結構ぎくしゃくするのはこういうところだらうと思うのですけれども、そこによって、皆さん若干議論があちこちに行き過ぎる部分があるので、一度修正していただければと思います。

○北野座長 お願いします。

○上田氏 今、御指摘のあった場所は、参考資料2-2の今回は6ページですが、3の(1)の適用要件というところは、各国各機関の文書の主なポイントというので、そのOECDの1行目から2行目、「特定の行為、製品又は工程によって引き起こされることが特定されているという『リスクの存在』」、この文章をとってきたので、この訳がそもそも英語では何て書いてあったのか、今、手元にないのでわかりませんが、これがいいのかどうか、また、OECDのこの記述はここだけなのか、ほかも含めてあるのかというものを少し確認して丁寧に書くのかなと。

御指摘は、確かに何か①と②は一見矛盾しているというのは、あまりここの訳は、特に公定訳というわけではなくて、簡単に訳した作業ですので、担当があまりチェックをしていないと思いますので、逆に日本語でこう並べて特定と言ったときの意味を考えて、丁寧なふさわしい言葉に変えるというのはあるのかなと。この当時はそこまで考えずに作業していたということが事務局ではあります。

○北野座長 多分、先ほど中下さんがおっしゃってくれたように、魚を食べるなという、魚が原因なのかメチル水銀かという、その辺のニュアンスの違いでしょうね。

○中下氏 そうですよ。特定と言うと、有機水銀が原因だということまで要求されるのだったら予防原則の意味がないかなという気がするのです。だから、できるだけ被害

を防ぐというところが一番のポイントなものですから、その中での発動要件を考えていた
だきたいと思います。

○北野座長 大沢さん、どうぞ。

○大沢氏 この特定というあたりが、例えば、合理的に推定されるとか、そういう意味
合いのほうのはっきりするのかなという気はするのですけれども。

○北野座長 合理的推定。

橋高さん、どうぞ。

○橋高氏 今、上田課長が引用された文章の下のところ、6ページの下のところに「予防
の基本は、リスクを伴うに違いない行為が一たび特定されれば」と書いていて、さっき中
下委員が言っていたような、水俣で水俣の魚を食べれば何らかの症状が出るというような
ことをこれが想定されているのだとすれば、今ここで書かれている日本語から理解できる
ことと、このOECDの説明の文書の中で書かれているものというのは、必ずしも一致しない
のではないかと思います。

○北野座長 「リスクを伴うに違いない行為が一たび特定されれば」、はっきり理由はわ
からなくてもある影響が出てくるということでしょうかね。

これは、原文はわかりますか。この「特定」と訳している英語の原文がもしわかれば。
specifyとか何かになっているのかな。わからないけれども。

とりあえず、宇佐美さん、お願いします。

○宇佐美氏 全く日本語の感覚で恐縮なのですが、特定するためには科学的に証明しなけ
ればならないと思うので、特定して科学的確実性が十分でないというのはおかしいと思う
のですね。ですので、「認識する」程度のところで日本語としては座るのかなという気が
します。

○北野座長 確かに。ですから、先ほどから出ているように、矛盾しているのではないかと
いう御意見ですよね。特定できれば科学的な不確実性はないだろうということになるわ
けですね。

ほかにどうでしょうか。これもまた次回に向けて議論を踏まえて少し書き直していただ
こうかと思いますけれども、「特定」という言葉のかわりに「合理的に推定できる」とか
「認識される」というような御意見が出てきましたが。

村田さん、どうぞ。

○村田氏 ここで、適用要件の議論は今のは私もそうだと思うのですけれども、1つだけ
ちょっと気になるのは、誰がそれを判定するのか、誰が適用するかしないかを定めるのか
というところが、この中では全然書かれていないわけですね。これは行政がやるものなの
か、それともサイエンティストがやるものなのか、その辺はどうなのでしょう。

○北野座長 そこは、裏のページの(3)透明性の確保と公衆の関与とか、この辺で御議論
していくのかなと私は思ったのですけれども。

○村田氏 それは後のほうのプロセスで、それを適用するということが決まった時点で関

与させるかどうかという話になるのではないかと私は理解したものですから、その最初の、発動させるかどうかというそのポイントの判断は誰がするのかというところがちょっと気になるのですけれども。

○北野座長 上田さん。

○上田氏 環境基本計画でそもそも書いてあるのは、国とか関係主体が、とりわけ国が講ずべき施策についての基本的な考え方が整理してあると考えれば、基本、国だと思っています。ただ、例えばEUなんかも、このガイドラインとして、それが誰向けに書いているのか、行政機関なのか何なのかと書いてあるのですが、少なくとも念頭に置いているのは、行政機関が行う場合と、公衆の関与とかというのはあるかとは思いますが。ただ、それは事業者の方がやるときにも、予防的にやるというのだったら、こういったガイドラインを踏まえてとか、リスク管理とかリスク評価とか、今も、ある種、対立的概念でリスク評価とかリスク管理という言葉が出てきていますが、これは国だけしかやらないのかというと、そうではなくて、いろいろな主体がそれぞれやっているわけですから、そういうものが使えないときに、この予防の考え方を適用するのは、国だけではなくて、いろいろな事業者主体がそれぞれ選択をして使うものということで、特にそこは限定しなくてもいいのかなと思っています。ただ、基本計画とかガイドラインとかに書いてあるのは、もっぱら行政がかなり念頭に置かれているようなところはあるのだろうと思います。

○北野座長 よろしいですか。ですから、こういう取り組みをとっていただきたいというようなディスカッションの場に、この透明性の確保と公衆の関与というものは入ってきて、それに基づいて、事業者なり行政がこういう取り組みをすると私も理解しているのですけれども。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 先ほども申し上げたのですけれども、予防原則というのが、被害を防止するという意味では、環境政策の重要な原則の一つであるという位置づけがあるのであれば、適用要件のところで、そんな適用させないと思えない、そういうことすら、予防的アプローチがとり得るかどうかすら思えないということというのが、どういう場面であり得るのかなという感じがするのですね。ですから、その根拠をリスクにまで要求する必要があるのかと思うので、あまりこここのところの要件をこの2つだとかというふうに決めてしまわないで、科学的に不確実性があるという場合で、非常に抽象的な書き方になりますけれども、潜在的な有害な影響が起り得る場合で、その科学的十分な確実性を持って確定することができないとかというような書きぶりでもいいのではないかと思いますのですけれども。

○北野座長 これは潜在的なことですね。それは、必ずしも顕在化する必要はないという、そういう考え方が1つあるわけですね。被害の未然防止という観点から言えば、潜在的にそういうおそれがあればということですね。だから、リスクが発現するということが以前に、潜在的なそういうものが予見されればという一つの考え方が確かにあるわけですね。それで、それは必ずしも特定されなくてもいいと。何か現象として、事象として

出てきているけれども、原因なり何なりがはっきりわからなくてもとりあえずいいという、それが十分な科学的確実性ということになる。

○中下氏 それは、先ほど来、庄野さんがおっしゃった、マウスの実験でこういうことが出てきたということがあればということではないかと。

○北野座長 庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 ここはなかなか解釈が難しく、予見という言葉も非常に実は難しいのですが、例えば、我々が先ほど出しましたラットのケースなんかは、恐らくもう哺乳動物と人間ってそんなに遠くないので、ラットで必要以上の量を与えてそんな反応が出たら、これは人間でも起こるという可能性はある程度、わかるんですね。そういうケースもあるのだけれども、すべて一緒にされると、ある意味では、それはちょっと困るわけです。だから、その辺の線の置き方は若干食い違うところがあって、あくまでも我々は、サイエンティフィックなエビデンスと今までの知見とを総合的に判断する中での判断をしていくと思います。

○北野座長 潜在的に有害な影響が合理的に予見されると。何をもって合理的と言うかというのが議論になる。

橋高さん、どうぞ。

○橋高氏 今、庄野さんのおっしゃったことなのですが、まさに総合的に判断していくからこそ、業界の方だけで御判断されるのではなくて、市民の声であるとか、被害者の方の声であるとか、また、研究者の方であっても、違う立場の方の意見とか、そういうものを考慮した上で、社会的に合意に至るべきではないかという意味で、そういう場合であっても、まさにというか、そういう場合こそ予防的な取組というものがされるべきなのではないかと思います。

○庄野氏 それはちょっと議論が違うような気がするのです。あくまでも、今ここでの4番の(1)のところでの議論の中で我々は考えているのであって、科学的な総合判断という意味で、過去の知見とか、今までの類例とか、疫学調査の結果とか、それに基づいた経験則みたいなどころから、これは危ないのではないかという形で持っていくということです。それは、皆さんの御議論というのは当然我々はやらなければいけないですし、皆さんのお考えも知らなければいかんとは思いますが、それはここのサイエンティフィックな議論とはまた別だろうと思っています。

○北野座長 どうぞ。

○橋高氏 すみません。では、ちょっと教えていただきたいのですが、適用要件のところでの今の議論ということで、その判断は業界のほうでされるとおっしゃっているのですか。

○庄野氏 すみません、これは、先ほど行政が基本的にこの予防的な取組についての主体、主語はという話になってきてこういうふうになりましたけれども、こういうプレコーショナリーな考え方というのは、全てのステークホルダーが持っているんですよ。我々は法に

左右されない、規制に関係なく自主的にこれは危ないと思ったら、カンパニーとしてのリスクヘッジでそういうことはやりますよ。だから、それは主語が必ずしも特定されるのではなくて、予防的な考え方に立ってやるのは皆さんやることだろうと僕らは思っているの、そこは決して企業だけという考え方ではないと思います。

○北野座長 実際にそういうアクションをとるのは事業者ですよ。それに対して指導していくのが行政かなと思っているのですが、規制と違うので、どこまで事業者が持っていたりか。そのときに、皆さんの多くの方の意見が力になってくるのかなと私は思いました。

長谷部さん、どうぞ。

○長谷部氏 若干観点が違いますけれども、行政をやっている者として、今までの御議論を聞いていまして、確かにリスク評価というのは、簡単なようで、なかなかきちんとデータが集まらない場合が多くて、非常に難しいと私も感じています。ただ、リスク評価と言っても、予防的な意味を持って行う場合が大分あるのではないかと思います。予防的な取組を今回実施する場合には、重大あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合とか、「おそれ」となっていますので、その「おそれ」の解釈の仕方によって大分範囲が違うのではないかという気がしまして。

この次の議論にも恐らくなるかとは思いますが、何を予防的な取組の対象とするかというのも、おそれのとり方で大分違ってきますので、ある程度、優先順位的な考えを入れる必要があるのではないかと、聞いていまして感じました。

○北野座長 優先順位というのは、より早く取り組みをすべきだという、そういう優先順位ですか。

○長谷部氏 はい。何でも幅広くやればよいのですけれども、限界もありますので、被害が大きそうなものとか、対象者が多いものとか、そういったある程度の順位づけをしてやらないと、何でもかんでも予防的にやれという議論になると、実際無駄なことも多いと思いますし、効率的ではないと思いますので、そういう考えも必要ではないかと感じました。

○北野座長 中下さん、どうぞ。

○中下氏 先ほども申し上げているように、その適用要件のところだけでカットするのではなくて、今の御意見も参考にして思ったのですけれども、優先的に適用する、先ほど私は子供のことを申し上げましたけれども、そういった場面については、やはり適用すべきだという考え方もあろうかと思うんですね。だから、すべて発動要件のところ、合理的なリスクにまでなっていないとかして門前払いではなく、その場合でも、例えばお金のあまりかからない情報提供からまず始めましょうかというようなことだって十分あり、あるいは調査研究を少し始めてみましよう。これでないことにしないで、もうちょっと追求していってみましようかということだってあるわけで、これは、リスクに応じて比例の原則があると他の国々ではそういう適用がされているものですから、それに応じ

た費用対効果の高い対策をとるということはあり得るので、あまり要件のところ厳しく制限しないほうがいいのではないかとというのが私の意見です。総合的判断です。

○北野座長 大きくとると2つの意見ですかね。1つは、やはりここで書いてあるように、ある程度のリスクが、「特定」という言葉はちょっと直しますがけれども、リスクが潜在的に考えられるとか、顕在化しつつあるということと、それに対する科学的不確実性があるという、この2つの要件を持つてくるのか、それとも、もう全体に広く予防的取組方法という網をかけておいて、そしてその中で、ひとまず脆弱な集団とか緊急にやるべきこととか、そんなような中身で進めていくということですかね、中地さんがおっしゃったのは。この辺はどうでしょうか。

山本さん、どうぞ。

○山本氏 自分でもよくわかっていないのですけれども、予防的取組と科学的不確実性というのは、この適用要件の文章の中でちょっと気になるんですね。これはさっきから続いているのですが、やはり予防的取組方法も科学的な知見に基づいていなければ意味はないでしょうし、独走といいますかひとり歩きで、これは誰が判断したのかということになって、よくわからない、そういう不安を感じます。

ですから、予防的な取組というのは多分いろいろところで要請されると思いますけれども、それはリスク評価途上のもの、あるいはまだリスク評価の手法そのものがそんなに確立されていないところであっても、科学的な知見とかエビデンスというのはあるのであって、ここに書かれているような科学的不確実性、その下では、予防的取組方法の考え方は、「科学的な情報とその評価が基盤とならなければならない」となっているので、この下のほうの考え方をもうちょっとはっきり出せば、予防的取組方法が、何か科学的知見とかそういうエビデンスを全く別にひとり歩きするような、そういう問題点というのはある程度回避できるかと思うのですけれどもね。

私は、これについての適用範囲は確かに広いと思います。

○北野座長 今、適用要件の第2パラについて意見がありましたけれども、予防的取組を踏まえて、次にリスク評価していくということになるのかと思いますけれども。どうでしょうか、適用要件をある程度書いておくべきなのか、それとも全体に広く網をかけておくのだということだと思えるのですけれども。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 別にある程度書くのはいいのですけれども、あまり特定とか、そういう縛りをかけないで、科学的根拠として非常に低いレベルしかないけれども、でも、適用されるのが子供だったりすると、やはりもしかのことがあったら大変だということになり、その場合に、禁止にまでできなくても、注意喚起をすとか、情報提供すとか、そういうことというのはやり得るし、それがやはり予防原則ではないかと思うものですから、少しそういう書きぶりにしていただいたほうがいいのではないかと。

○北野座長 だから、こういうケースは予防的取組の対象としないみたいな、そういう記

述ぶりではなくて、こういうケースこそ予防的取組の対象として優先的に取り組んでいくべきだ、そんな表現でしょうかね。

庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 基本的に私も皆さんの意見とそんなにずれていないのですけれども、何でもかんでもというのは困るんですね。何でもかんでも予防的な取り扱い、取組でというのは困るので、それは、先ほど山本さんもおっしゃったのですけれども、やはり毒性の知見があって初めて適切な予防もやれるわけであって、適切なものをやりながら、やはりこのリスクの評価も並列して動くものだろうと思います。

中下委員がおっしゃるように、まだほかにもいろいろな要因があるような気がするのですね。だから、あまりこれを条件設定的な意味合いでここを書く必要はないかもしれないと思います。

○北野座長 取り込んでくるというか、包括取り込んだ書き方にして、こういうものは対象としないみたいな、除外するような書きぶりはやめていくと。だから、この要件がなければだめだよということではなくて。わかりました。

宇佐美さん。

○宇佐美氏 おっしゃることには全く同意しております。その一方で、まさにおっしゃるように、まず、何が何でも予防的というのは、私もどうかと思います。その一方で、こういうときだけにしかやってはいけないという縛りをつけるのもどうかと思います。何がなくても予防的な、つまり科学的確実性が不十分な場合のものをまず当てはめるということは、過去、人類が積み上げてきた数百年にわたるサイエンスの歴史を否定することになるのではないかと、ちょっと余計なことを気にしております。

○北野座長 ほかにいかがですか。

それでは、1 ページの一番下、適用要件の第2 パラ、「予防的な取組方法の考え方の適用は、リスクに基づくアプローチの放棄を意味するものではなく」、これはいいですね。ここはもうこれでいいですね。では、この文章をぜひ残していただいて、位置づけがわかりました。

今までの議論で、では、次に行きましょうか。2 ページ目の講ずべき措置の決定に関する事項で、まず、一般原則ですが、比例原則、無差別原則、一貫性というのですけれども、これはどうでしょうか。

特によろしいでしょうか。どうぞ。

○中下氏 「ゼロリスクを目指すものであってはならない」とか、こういう書き方はやはり気になるのですね。ゼロリスクが一番望ましいのは間違いないわけですよ、リスクがないのが。それは不可能だという気持ちはわかります。「あってはならない」という、そういう強い禁止を何で書く必要があるかと思うんですね。もうちょっと、被害を最小化する必要があるわけですから、「最小化するものでなければならない」とか、そういう書き方にしてもらったらわかりますけれども、ちょっとここは異論があります。

○北野座長 そうですね、確かに被害を最小化していくということがそもそもですね。ゼロリスクを目指すのは結構だと思うのですね。

○中下氏 確かに結構ですよ。達成が難しいのはわかります。

○北野座長 目指してはいけないということを言っではいけない。

○中下氏 目指してはいけないなんて、ちょっとこれは行き過ぎではないですか。

○北野座長 わかりました。では、その辺ちょっと、今の御意見に基づいて少し文章を直してください。

あとはよろしいですか。比例原則、無差別原則、一貫性、これはよろしいですか。

では、その次の多様な選択、これもかなり議論になるかと思うのですが、一番下の文章「場合によっては、何もしないという選択肢も正当な判断の結果の一つである」という、これについてもいろいろ御意見があったのですが、これも少し議論になるかと思いたすので、どうぞ御自由に御発言いただければと思います。

上田さん、どうぞ。

○上田氏 これも多分、この前の関係省庁のものを引っ張ってきて、そのもとはどこか、OECDか何かにあるのだと思いますが、よくこのテーマを選ぶ前に、予防的取組方法の考え方に基づいてとか、予防原則に基づいて禁止とか、やめるべきとかという議論で、いやそうではないとかという、その予防についてのあるイメージができ上がっていて、予防イコール原則禁止みたいな形があるので、いや、中身はそうではないですよということを言っ、もっと予防に対する、その概念に対するアレルギーをなくして中身の議論をするという意味では、書き方は、ちょっと表現ぶりが適切でないということがあるのかもしれないが、こういうこともあるのだということは残していたほうが、ある種、予防の中身の議論をするにはちょうどいいかと思うところです。

○北野座長 どうぞ。

○中下氏 おっしゃっている意味はわかるのですけれども、というのは、私も、ちょうどストックホルム条約が制定されるかどうかというときの国際会議に出ておまして、そのときは、予防原則に対して、アメリカがそんなものは原則ではないということで、非常にシビアな対立があって、結局予防的取組方法がPOPs条約の中に盛り込まれたのですけれども、そういう議論がありました。そのときは、どのような言葉を使うかによって、どういことが規制としてかかってくるのだろうかということ、非常に皆さんがセンシティブになっておられたというのはよくわかるのですけれども、もうそれから十数年経ておまして、こんな議論はもう2000年代に多分欧米諸国ではなされていて、今、日本でようやく2012年になされるようになって、もう10年おくられていると思うんですね。

既に予防的取組方法や予防原則に基づいてEUやヨーロッパ諸国では措置がとられていて、そういう中でなおかつ今、この時点で、日本が一番遅れて予防原則の適用についていろいろ合意していこうという中で、こういう表現まで、「場合によっては、何もしない」とかということを書かなければいけないのでしょうか。これはほかの省庁の皆さん方が出て

おられるので、こうでないとなかなか省庁は困りますという御意見なのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○北野座長 三木さん、どうぞ。

○三木氏 むしろ今日の目的は何だろうというのがあるのですけれども、予防的取組は非常に重要だと思っていますし、リオの原則に反対する人は誰もいないと思います。これは20年前の原則ですし、議論を重ねてきているので、これはもう、当然だと我々も思っているのです、あと、今日は何を議論するのかなど。逆に、今日はいろいろなステークホルダーの方がいらっしゃるのです、予防的取組が重要という中で、どういう点に注意してやっていくべきかと、様々なアドバイス、御意見を伺う場なのだろうと思っています。そういう意味では、この紙を合意するというよりも、むしろ、このリオの第15原則を実際に適用していく中で、どういう点に注意すべきなのかと。

実際に、行政でもこういう考え方ですすでに取り組んでいます。今日御紹介がなかったのですけれども、2002年にヨハネスブルクのWSSDで2020年目標というものが合意されたわけです。これには、予防的取組、第15原則に基づいてと書いてあります。それに基づいて化審法も改正をして既存化学物質の点検をするということになっていますので、そういう前提で、今、次に何をしたいかということをおアドバイただけたらということだと思っています。

○北野座長 どうぞ、奈良さん。

○奈良氏 予防的な取り扱いを進めていくのはごく当然の話であろうと理解しております。特に、私どもの仕事の、労働者の方々の健康、安全を守っていくという観点からしますと、そういう取り扱いをこれからきちんと位置づけて考えていく必要があると思っています。やはり個別の列挙型の規制にはおのずと限界がありまして、リスクがはっきりしないようなものが仮に存在する場合に、それに対してどう対応するのかという時に、その基本となる考え方なのではないかと思っています。

この政策対話の中でそういうアイデアが出され、どういう考え方で世の中が取り組むべきかということについて大きな意味でコンセンサスが形成されていくような動きにつながってくると、日本の社会全体のシステムとしても非常にいいことではないかと、個人的な思いも含めてですが、思っております。

○北野座長 ですから、基本的には予防的な原則、予防的取組をとるというのは、皆さんもうわかっていらっしゃるし、理解してきているわけですけれども、確かにこの「何もしないという選択肢」という文章と先ほどの適用要件とまた矛盾してくる感じがあるわけですね。先ほどの適用要件だと、リスクが顕在化するか、または潜在化して、リスクが、有害な影響が出てきている、そのおそれがあるということですか、それと科学的不確実性という。ですから、この適用要件というものと多様な選択の最後の文章が、何か今考えると矛盾してきているような感じがしますね。リスクがある程度予測される、合理的に予見されるというときに、何もしないという、適用するときは適用するのに、何もしないとい

うのは、確かに今読むと矛盾してきているような感じもしますので、私自身は、あえてこの文章は要らないのかなと。ただ、書いたほうとしては、何でもかんでも予防的原則でやられると、アレルギーと言っては失礼ですけれども、そういうものがあってはいけないので、こういう選択肢もあるよということ言わずもがなで書いたのだらうと思うことはあるのですが、確かに適用要件とちょっと矛盾してしまうような気もするのですけれども、上田さん、どうですか。

○上田氏 この辺は各省の検討会で書いたものなので、どこか必ず、OECDかEUか何かに根拠があって引っ張ってきている。ただ、その引っ張り方が、これだけ引っ張るのかとか、こういう書き方をするのかという御意見があるのだと思うのですが、私は、今、座長が言われたように、適用要件と関係してくる話なので、むしろこういうものがあるからこそ、適用要件は緩いのかなと。予見可能性まで言ってくると、何か訴訟なんかを思い出して、そういうものしかやらないみたいな感じなので、むしろ、特にリスク評価みたいにできないものは、何もしないのではなくて、こういうアプローチがあるよという感じで、適用要件が緩くなる要素としてこういったものがあるということの反証となっていて、適用要件を厳しくするとゼロリスクを目指すものであってはならないと矛盾しますが、要件が緩くなるのだったら、こういうものも当然あるということなのかなと思ってまして、今日の議論を聞いて、どういう文章に修正するか、いろいろ御意見いただいたものを整理はするのですが、EUとかOECDの10年以上前の文書ですけれども、それがどう書いてあったか、該当文書をちょっと原文を引き合わせて整理していく必要があるのかなという感じがしました。ただ、ここの点だけ言うと、私は、適用要件とセットで、緩くすれば成立するし、厳しくすると成立しないものかなと。

○北野座長 確かにそういう側面がありますね。

○事務局 この「何もしない」というところの引用元なのですけれども、EUの文書の中にございます。そこに書いてあることは、「世論からのさまざまな程度の圧力のもとで政策決定者は対応しなければならない。しかしながら、対応することは、措置が常にとられなければならないことを必ずしも意味しない。何もしないという決定は、それ自身、紛れもなく1つの対応たり得る」であり、この部分から引用しております。

○北野座長 確かに上田さんのおっしゃるように、適用要件との絡みで出てくるわけですね。そこをあまり厳しくしたら、確かにこういうことはおかしいし、非常に広くとったら、こういうこともあり得るということでしょうね。

大沢さん、どうぞ。

○大沢氏 勝手に推測をすると、例えば代替手段がなかったり、代替手段のほうがリスクが大きかったりというような場合には、この考え方があり得るのだらうと思うんですよ。何もしないほうがリスクが少ないのだということはあると思うんですね。だから、そういう意味合いがわかるようにもし書くのなら書いたほうがいいかと思います。書くにしても、「選択肢もあり得る」ぐらいだったらいいけれども、「正当な判断の結果の一つであ

る」という、そこまで強調しなくてもいいかなという気はしますが。

○北野座長 中地さん、どうぞ。

○中地氏 配られた参考資料2-2の10ページの省庁連絡会議のまとめのところで、講ずべき措置の決定に関する事項で、総括的な事項というところで、先ほど選択肢として何もしないことがあると一番最初のパラグラフに書かれているのですけれども、その下の国際機関の議論を見ていると、WHOのところで、11ページの一番上から3行目ですが、「何もしないという選択肢は、最も温和な選択肢であると想定されるが、多大な費用を発生させることがある。」という形で、しないことが必ずしも正しいとも言っていないので、その辺、ちょっと書きぶりの話としては、このときの議論がWHOやEUの考え方をもとにして省庁連絡会議でどういうふうに結論づけられたのかということをもう少し説明してもらわないと、何かよくわからないかと思います。

○北野座長 ここで言う多大な費用というのは何の費用かということですか。

○中地氏 何もしないということで被害が出て、それで多大な費用を発生させることがあるからと見ているのではないかと私は思うのですけれども。

○北野座長 被害が発生して、その費用ということですよ。ここは多分そういう意味でしょうね。そういうこともあると。だから何もしないと。わかりました。

大方の御意見は、ちょっとこの文章については少し書きぶりを直すと。それから、大沢さんから、代替手段なり代替物質なり、そこの関係も少し含めたらどうかという御提案がありました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

あと、費用便益分析、措置の再評価、・再検討、これはいかがでしょうか。特に再評価・再検討、これはあくまでも一般的な暫定的なものだということ、先ほどのリスク評価の前提になるというか、その位置づけもありましたけれども、費用便益の分析。どうぞ、浅田さん。

○浅田氏 文言なのですけれども、私たちが普通こういうことを議論するときには、費用対効果の最大化を狙うとかそういうことで、ここに「コストの最小化」が最初に来ると、とにかく安ければいいのだと読めるので、これは、「検討に当たっては、費用と便益の検討をし、費用対効果を狙う」とか、そういう書きぶりにここは直していただきたいと思います。

○北野座長 費用対効果の最大化というか、そういうことを考えていくということですね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

「費用便益分析を行うべきである。」というところは、やはり当然ということですよ。それで、その最大の効果が出るような手法を持ってくるべきだということですね。費用対効果です。はい。

それから、措置の再評価については、一般的に暫定的なものであると。それで、必要な

場合には適切に変更される、これはもう当然ですね。

それから、前の1ページに「リスクに基づくアプローチの放棄を意味するものではない」ということが出ていますから、これはよろしいでしょうか。

次の(3)透明性の確保と公衆の関与で、「すべての段階における透明性……多くの利害関係者の参加を確保する」と。先ほどまでの議論ですと、こういう措置を講じるのは事業者なり、また行政の指導、実際に事業者が措置を講じるということですか。そして、その指導をしていくのが行政であり、もちろん事業者が自主的にやっていくのも結構だと思うのですけれども。

「予防的な取組方法の適用プロセスにおいて、すべての段階」と。今回はmeasuresの話をしていませんけれども、例えばどういう対策をとるかとか、そういうときに、透明性で「多くの利害関係者の参加を確保する」と。

どうぞ。

○大沢氏 冒頭、先生がおっしゃられた足りないものがないかということで、それとも関係するのですけれども、コミュニケーションということが抜けているのではないかと考えています。リスクであればリスクコミュニケーションということを経験済みですが、今回は不確実性の中での対策ということになると、確実性がある中での対策だったら、まだ納得感が強くありますけれども、不確実性の中での対策ということであれば、余計このコミュニケーションを大事にして、丁寧にやらないと、無用な混乱を起こす可能性があると思うのですね。そこはきちんとコミュニケーションのことは入れ込んだほうがいいのではないかと考えるのですけれども。

○北野座長 そうですね。「すべての段階における透明性と多くの利害関係者の参加を確保して、コミュニケーションを図りながら」ということですね。当然、だから、参加していただいて、その中でコミュニケーションを図っていくということですね。ありがとうございます。

では、ここにコミュニケーションの必要性とかりスクコミュニケーションの話を入れていただいて。

どうぞ。

○橘高氏 コミュニケーションもとても大事だと思うのですけれども、やはりコミュニケーションするだけではなくて、意思決定の部分に多様なステークホルダーが関与できるということを求めていきたいという意味で、もうちょっと踏み込んだ表現にしていきたいと思っています。

○北野座長 新しい提案があったのですけれども、そのコミュニケーションは、多くのステークホルダーの参加する中でコミュニケーションをとりながら、意思決定まで期待していくかということですね。いかがでしょうか。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 当然参加すべきだと思います。先ほどちょっと申し上げたように、そういう意

味で、タスクフォースのようなものをつくり、そこで十分な議論をし、それを透明化して、さらに多くの方々にパブコメで意見を聞くという丁寧なプロセスが必要かと思います。

なぜならば、先ほど言いましたように、この根拠が恣意的であってはならないのはそのとおりだと思うんですよ。ですから、社会的な合意形成なんですよ、民主主義なんですよ。ですから、きちんと民主的な手続をやはり尽くしていただきたいと思います。

これは、「すべての段階における」と書いてありますから、やはり初期からそうなので、発動そのもの、要するに適用するかどうかというところの検討を始めるかどうかというところも参加が必要で、そういう意味で申し出権というものを明確に規定していただきたいと思います。

○北野座長　ですから、「すべての段階」と「多くの関係者」ですね。おっしゃるとおりで、そこで最終的に会を持ったときに、意思決定、リスクコミュニケーション等をやりながら共通の考えを持っていくとなるのだと思いますけれども、意思決定までやはり考えていくべきかということですね。どうでしょうか。

上田さん、どうぞ。

○上田氏　これももしかしたら適用要件というところとリンクする話なのかもしれないですけども、そこをなるべく狭くしない、広くするということがあったら、何をやるにしてもタスクフォースを全部立ち上げてというと、一体タスクフォースが何個立ち上がるのだろうかという話になって、実際行政としてはなるべく効率的にいきましょうというと、機能しないものになってしまうということなので、ここは、ヨーロッパでそれをやっていますかということ、多分やっていない。何でもかんでもタスクフォースがすぐ立ち上がるなんていうのはあり得ないのかなと思っていますから、ケース・バイ・ケースで、こういうものが特に重要だからということで、これを考える主体がやるときはあり得ると思いますし、そうでないときはない。あくまで認識のレベルで、まだ制度化するには、日本が世界の先陣を切ってそういうものをやるのかということ、それにしたって、要件との関係で機能する制度になるかどうかというのはやや疑問があるので、そこは私は、前を緩くするのであれば、ここは認識というものが今の段階では精いっぱい。逆に、前を物すごく狭くして、そういう手続の中でこういうものを立ち上げましょうというものはあるかもしれませんが、環境行政以外の分野を見ても、そういうことは多分ないですし、そういうバランスも考えると、今のところ、この趣旨を広くとるのであれば、そこは行政としては書きにくいなという感じがします。

○北野座長　どうぞ。

○中下氏　常にタスクフォースを全部設けろという意味ではありません。そういう方法も検討されるべきであるとかという書きぶりでもいいと思います。事案によってはということだと思うのですけれども、要は、何が言いたいかということ、EUは、確かにそういう例がないとおっしゃいますけれども、日常的にNGOとやはりコミュニケーションしているのですね。どういう対策をとるかについてきちんと意見を聞いて、その上で意思決定がなされて

いるんです。行政の意思決定にしても。ところが日本は、残念ながらそういう場がないのです。ですから、それはタスクフォースをつくるとでも言わない限り、なかなか意見を言う場がないというのが、申しわけないけれども、私のその提案の背景にあります。

ですから、予防原則に基づいた政策を決めるときには、いつも関係するNGOにきちんと意見を聞いてくだされば、こんなことをわざわざ明示しろまでは言わないのですけれども、そういう状態でない現状を踏まえて、その辺を意識して、場合によってはそういう取り組みも進めていくということを考えていただきたいという意味です。

○北野座長 わかりました。

どうぞ、中地さん。

○中地氏 今のことで言うと、少なくともリオ宣言の中の第10原則で、市民がさまざまな環境情報を入手するということと、政策決定への参加ということについては、皆さん合意している話なので、その点についてはやはり譲れないと思いますが、それに基づいて、リオの第10原則に基づいて書き込んでもらったらいいのではないかと思います。

○北野座長 意思決定に参加していくということですね。

ですから、この透明性の確保と公衆の関与の中では、全ての段階の透明性と多くの関係者の参加ということでリスクコミュニケーションを促進していくということで、そこで必ずしも意思決定しろとまで書くと、ちょっと難しくなってくるのかなと。だから、要するに曖昧で申しわけないですが、意思決定できればもちろん結構だと思うのですけれども、リスクコミュニケーションの目的自体は意思決定ではないと思いますし、合意形成ではないと思いますので、理解の深化というものがリスクコミュニケーションと私は思っていますので、結果的に合意して、意思決定できてくれば一番ハッピーだと思いますけれども、ここでのリスクコミュニケーションの役割、位置づけの中に意思決定まで入れるとなると、ちょっと難しいのかなという感じがします。ただ、意思決定してはいけないとは私はもちろん言わないのですけれども、そういうものも可能であればという感じで踏まえていきたいと思いますが。

宇佐美さん、どうぞ。

○宇佐美氏 素朴な疑問で、ちょっとひねくれていると思ったら恐縮なのですが、意思決定には責任を伴います。ですので、意思決定プロセスに参加する、あるいは理解のためのコミュニケーションをとる、それはいいのですが、意思決定に参加はできないと思いますよ。その点、いかがでしょうか。

○北野座長 どうぞ。

○中下氏 まさにそうです。意思決定は行政しかできませんね。今の行政法上の行政行為としての意思決定は、行政しかできないということになると思います。まさにプロセスへの参加です。

○北野座長 橘高さん。

○橘高氏 上田課長が何度も引用されている9ページのところにもそのことははっきりと

書かれておりました、OECDのところにも、9ページですけれども、「予防措置の採用による社会が負担するコストへの理解は、意思決定プロセスにおいて重要である。」ということで、納税者としても、やはりどういう措置をとるのかというその意思決定のプロセスに、意思決定そのものではないとしても、そのプロセスに関与したり、そのプロセスを後から検証できるように透明性を保つということはやはり重要なので、その点については、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

○北野座長 確かに今のを聞いていますと、意思決定というのは行政がするものであって、そのプロセスに参加するという、おっしゃるとおりだと思います。わかりました。

山本さん、どうぞ。

○山本氏 全体としてこの(3)の透明性の確保と公衆関与というのは、文脈がよくわからないんですね。ここに書かれている意味、当然、施策というんですか、政策の形成における透明性というのは国民の多くが求めているところでしょうし、それと予防的な取組とが、特に強いかわりがあるのかという点ではちょっとわかりません。

2行目の「とりわけ」以降というのは、なぜ透明性とかなできる限り多くの利害関係者の参加をとということの根拠なり理由が書いてあるのでしょうかけれども、これは公衆、パブリックということで、いろいろなリスクがいろいろな人に降りかかり関与してくると思うのですけれども、この文章もよくわからないので、「とりわけ」まででいいのではないかという感じがしました。

○北野座長 「とりわけ」以降の文章はとると。

○山本氏 費用便益分析、前のほうにもありますよね。コストと利害関係者というものも。重複している感じもありますから。

○北野座長 その前の「すべての段階における透明性と多くの利害関係者の参加」、これは必要ですね。これは予防的な取組方法であるがゆえに、すべてのプロセス、できるだけ多くの関係者ということね。はい、わかりました。確かに「とりわけ」以降は、言わずもがなかもしれませんね。

どうぞ。

○橋高氏 最初のところの「予防的な取組方法の適用プロセス」というのが、さっきの意思決定のプロセスであるということを確認にすればよいのではないかと思います。

○北野座長 「予防的な取組方法における意思決定のプロセス」ということですか。「予防的取組方法における意思決定のプロセス」、そういう理解ですね。

○橋高氏 はい。

○北野座長 そのプロセスにおいては透明性云々ということですね。わかりました。

そろそろ時間になってきたのですが、5番は、これはよろしいですね。当然で、過去の事例から学ぶということで、それはよろしいと思います。

それで、最初に2番と3番については戻るとお話ししたのですけれども、どうでしょうか。2番については、最初にまとめたように、precautionary principleがあつて、それ

に基づいてprecautionary approachがある、そういう理解でよろしいでしょうか。予防原則と予防的取組方法ですね。

それから、3番については、私なりにまとめると、やはり未然防止という考え方があって、その中が、未然防止と考えた中にもっと取り組みがあって、そういうところがリスク、いわゆるリスク評価があって、それでリスク管理につながってくる。それができないものについては予防的取組方法でいくというような、そんな位置づけになるのかなど。要するに現代のリスク評価自体にも多少及ぶという考え方を入れなくてはいけないだろうし、不確実性もあるということで、完全に補完し合うものではないのではないかとというのが今までの皆さんの御意見だったと私は理解したのですけれども、そんな理解でよろしいでしょうか。

どうぞ。

○上田氏　　ステークホルダーとして、すみません。先ほどのprincipleがあってapproachという形というのは、国際会議ではどっちに入れるのだとかと前文で議論するときには、多分その上下関係というもとでという議論で、approachということにしましょうとかということにはなっていないのかなという気はちょっとして、名前からすると、原則だってapproachになるのでしょうかけれども、およそprecautionという考え方をprincipleという言い方で扱うのかapproachという言い方で扱うのか、今のところ世界的に合意が、コンセンサスが得られているのはapproachのほうだということなので、その上にさらにprincipleがあるという整理をしてしまうと、それはちょっと新しい整理に、合意がとれる整理にならないので、我々も条約でいろいろ主張していたりする観点でちょっとつらいなという気はします。

とりあえず、これはステークホルダーとしてだから発現させていただければということと、もう一つ、下の補完のところはちょっと資料が足りなかったかなど。OECDではこういうふうに言っているとか、EUではこういうふうに言っているというのを少し整理した上でクリアにしたほうが、多分議論も整理になるかなど。次、また今度、今回のものを整理するときに、その辺の資料を整理して出させてもらったらと。

OECDのペーパーも、もう随分古い、10年以上前のペーパーですからそれが正しいとは限りませんが、EUと米国等ではリスク評価、リスク管理と予防の関係については概念が違うというような記述もあるようですので、リスク管理だけに限定する狭い考え方と評価のところまで含めてやるような考え方とがあるので、補完的という言葉は確かに使っているのですが、どういう意味で使っているのか、丁寧にやったほうが、日本だけ独自の解釈でやるのも少し危ないかと思うので、そのあたりを整理した上で記述をさせてもらったほうがいいのかと思いました。

2点です。

○北野座長　　そうですね。では、そのところはぜひまたお願いします。

宇佐美さん、どうぞ。

○宇佐美氏 今さらに申しわけございませんが、この2ポツの名称の、これはそもそもここにある理由が私はわからなくて。この書類自体が「予防的な取組方法の考え方について」、定義のところが「予防的な取組方法とは」なのに、なぜ2ポツでapproach、principle云々を書く必要があるのか。これが混乱のもとだと思うのです。

ですので、代案としまして、1ポツの定義のところ、「予防的な取組方法(Precautionary Approach)とは」としてしまい、「名称」は丸々ないほうが混乱はおさまるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○北野座長 そうですね。こういういろいろな表現があるのだということでもとりあえず皆さんに資料を出していただいて、その中でapproachという言葉を使っていこうと。それで、先ほどから上田さんも盛んにおっしゃっているように、principleにapproachが乗るのではなくて、そういう上下関係ではないと。私の理解だと、やはりprincipleを考えたapproachというぐらいの理解をしますが。

庄野さん、どうぞ。

○庄野氏 杓子定規な考え方をせずに、もう本当に率直に我々が一番わかりやすい考え方で我々がそのワードを使えばいいわけであって、それは確かに上田さんの御事情はあるでしょうけれども、それは条約上の問題であっても、それはもう歴史と世界によって変わっていくはずですから、それにこだわっていたら本当の自主的な対応はできないような気がします。

今日は、まさに三木課長もおっしゃったのですけれども、我々として一体何を今後やっていくのかというような話を具体化していく中で議論をまとめたらいと思うので、北野先生のお考えは、私も共通しておりますので、あえてそれをどう表現するかだけの議論だろうと思います。

○北野座長 いずれにしても共通な考え方をぜひ持ちたいということで、きっとここでは最後の合意に達することも今日は求めていないのですが、皆さん方の御意見をいただいた上で、文章もまたちょっとたたき台を直していただいて、それで最終的にある程度合意ができればと、次回に持ち越しになるとは思いますけれども。

予定では5時20分で終わらなくてはいけないのですが、5時半を回っているようなので、この後まだ2つ議題がありますので、御都合もあるでしょうから6時には何とか終わらせたいので、もし、今日は私の議事進行も行ったたり来たりして申しわけなかったのですけれども、御意見がもしございましたら、事務局のほうにまたメールでも出していただいて、次回までに今日の議論を踏まえて資料1-2を修正していただくということでもよろしいでしょうか。はい。

では、そういうことでお願いします。

次に、議題2のSAICMに係る国内外の動向についてということで、資料2ですか、ちょっと時間が押していますので、多少早目に、すみませんがお願いします。

○事務局 それでは、時間も押しておりますので、ごく簡単に御説明申し上げます。

皆様、お手元に資料2と参考資料3-1、3-2を御準備いただければと思います。

資料2でございますが、「SAICMに係る国内外の動向について」ということで、まず、3ページ目にSAICMの内容ということで、これは、もう御説明申し上げる必要はないかということで、目標として2020年までに化学物質が人の健康や環境への著しい悪影響を最小化する方法で生産・使用されることということで、先ほども御意見の中で出ましたが、目標が定められているところでございます。

SAICMへの対応ですけれども、これまでの経緯と今後の見通しということで、これまで、2009年第2回ICCMでSAICMの実施状況のレビューが行われまして、先進国のさらなる化学物質管理、途上国支援・資金措置、製品中化学物質、ナノ材料等新規の課題への対応というものが議題になったというところでございます。こういうことを踏まえまして、各国、国際機関等におけるさらなる取り組みを決定したということが、ICCMで議論された内容でございます。

その後、2009年に北京でアジア太平洋地域の会合を経まして、さらに議長団の会合が何回かございまして、第3回ICCM準備のための公開作業部会、OEWGというものがベオグラードでございました。これは2011年11月に行われたものです。それらを踏まえて、第3回ICCMがケニアで行われました。今後の予定でございますが、2015年、2020年という形で、第4回、第5回が行われて、2020年に目標の達成を目指すといったような流れになってございます。

ICCM3の具体的な内容ですけれども、これについては5ページをご覧ください。開催地はナイロビで、9月17日から21日まで行われておりました。主催はUNEPでございます。これには120カ国から約550名が参加し、日本からは環境省、外務省、経済産業省、厚生労働省といったようなメンバーの方々が参加されております。

主な議題でございますが、SAICMの実施がどういう形で行われているかということが点検されまして、更新に関する評価とガイダンスということで、今後どういう形で評価をしていくかといったようなことがこの中で議論されております。さらに、実施のための資金・技術支援はどういった形ですべきかといったようなことで、こういう資金問題は非常に問題になることが多いのですけれども、QSPのプログラム（クイック・サポート・プログラム）が延長されまして、ただし、その資金的な手当てはどうするのかというところがいろいろと議論になって、GEFのような資金を使うといったようなことも議論されてございます。

さらに、ここには書いてございませんが、WHOのhealth sector戦略がSAICMのこの場で議論されております。

新規の課題といたしましては、ペルフルオロ化合物（PFC）の管理と安全な代替物質への移行が追加して取り上げられております。

具体的には、資料に書いてございますが、実施のレビューについては、やはり資金や技術支援が非常に大きな問題になったということでございます。

具体的な「新規の課題」でございますが、ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質、E-WASTEと一般的に言われているようなもの、あと製品中の化学物質及び塗料中鉛、さらにペルフルオロ化合物（PFC）の管理と安全な代替物質への移行に関する今後の活動についてといったような大きな項目で決議がなされました。一部のものについては、具体的な行動計画が定められまして、既存の計画の中に盛り込まれたといった状況でございます。さらに、内分泌かく乱物質を新たに新規の課題に追加することについて合意がなされております。

今後、SAICM国内実施計画の報告ということで、日本が9月に取りまとめましたSAICM国内実施計画の策定をいたしましたという報告が、このICCM3の中でなされまして、それは今後の日本における2020年目標の達成に向けての戦略を示すものという形で位置づけられております。

SAICM国内実施計画の説明ですけれども、これは、これまで政策対話のこの議論の場で行われてきた内容でございますので、ここではあえて説明する必要はないかということで、先ほど資料1-1の中で、このSAICM国内実施計画の内容を引用されましたが、特に未解明の問題への対応ということと、第四次環境基本計画で盛り込まれました安全・安心への一層の推進といったような内容が、大きな柱の中にいろいろと記載されたといったような文章でございます。

資料3-1は、環境省から出されましたプレスリリースの内容で、9月24日付でこのような結果になりましたということで出されております。

参考資料3-2は、この政策対話の議論の内容にもなりましたSAICM国内実施計画の完成版でございます。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。

それでは、時間もないので、もし資料2について、国内外の動向について御説明いただいたのですが、質問がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは、最後の議題になりますが、3、各メンバーからの報告事項で、庄野さんから資料3ですね、「新たな化学産業の化学品管理の自主的取り組みGPS/JIPSについて」ということで、10分ぐらいでお願いします。

○庄野氏 ありがとうございます。時間の関係もございまして要点についてお話を申し上げたいと思います。資料3を御参照願いたいと思います。

今、御紹介がありましたSAICM、ICCM3でもそうですが、第四次環境基本計画にも載せていただいていますいわゆる業界の自主活動ということで、今日はGPS/JIPSについて御紹介したいと思っております。

最初のページをあけていただきますと、もともとなぜSAICMか、なぜWSSDかという議論をちょっと載せさせていただいています。それで、このSAICMがなぜ始まったのか、なぜ

WSSDが動いたのかというのかというのは皆さん意外と御存じないんです。結局リオの1992年の会議の前には、地球全体が、ある意味での持続可能な社会経済システムが続くかどうかという疑問が湧いてきた時代、さらに、新興国家が台頭して、近代製品が普及するけれども、追いつかない安全管理とか廃棄処理の問題が起こるだろう。さらに国境を越えた環境汚染というような大きなポイントがあったがために、下にありますように、今、これは環境省の方の御紹介のとおりですが、1992年からの大きな動きがあったと御理解いただければいいと思います。

この流れの中で、日本は、先ほど三木課長からも御紹介がありましたように、化審法を改正しましたし、欧州はREACHをつくった、そういういろいろな動きの中でアジア、アメリカも動いているという状況でございます。

あわせて、実はICCAという業界の世界的な団体であります国際化学工業協議会というのがございまして、我々、日本化学工業協会は、実は欧州のCEFIC、それからアメリカのACCと一緒にこの共同体を今動かしています。3ページの上側に、スライドでいうと5番ですけれども、番号がございませんが、ここに我々の取り組みがございまして。

それで、これは先ほど委員の方からも御指摘いただきましたけれども、我々は今、化学物質の世界で、我々製造業者だけの議論ではない、化学品管理をやろうとしたら、下のページにございますプロダクト・スチュワードシップに基づいて、すべてのライフサイクルで我々は化学品を管理していかないと、そのリスクは最小化できないだろうというポリシーに現在立ってきています。

その次のページのスライド7に入りますと、実は、グローバル・プロダクト・ストラテジーという話が我々の戦略としてございます。ちょっとその開いたページの右側の上を見ていただきますと、まさに今日御議論がありましたように、今後、未然防止といいますか、要するに予防をどうした形でやっていくかということになりますと、これはちょっと変な言いわけですけれども、本来、化学物質自体に責任があるわけではないんです。災害、事故というのは、基本的に化学物質の管理が不適切なことで、その化学物質の情報が欠如していたことに問題があるんです。ボパールにしても、いろいろな事件にしてもそうですし、サリドマイドもそうでした。そういった意味では、我々はできる限りの情報をリスクとその管理方法を詰めて公開していかなければいけない、あるいは共有していかなければいけないということが我々の基本的な考え方でございます。

その中で、今、GPS/JIPSというものをやっています、GPSというのは、これはもうICCAのレベルでの大がかりないわゆるこういったリスク管理に関する情報の提供データベースと考えていただければと思います。JIPSはこれの日本版と御理解いただきたいと思えます。

スライドの10番のところに「Japan Initiative of Product Stewardship」ということで現在進めています。

次のページにはガイダンスを2つほど整備しながらいろいろな取り組みをやっていまし

て、これは基本的には、下の12ページにございますように上市されている化学物質（1 t/y）を対象にして、一応、どういう物質から、これは長谷部さんにも、先ほど御議論がありました、プライオリティーをつけて、優先性をつけた上で、その優先性の高いもの、あるいはリスクの高いもの、ばく露の可能性が高いものからやっっていこうというティアード・プロセスをとっています。

実は、こういった安全性の要約書の中身ですが、13ページにございますような中身になっています。スライドのナンバーでいうと13です。ページナンバーでいうと7でございますが、従来いろいろな意味でMSDSというものを我々として提供させていただいているのですが、これは割合と限定した出し方をするケースが多いのと、書いてある内容が、例えば我々のお客さんサイドから見たらわからないというケースが結構多いんです。そうするとアテンションがきかないのです。そういった意味では、できるだけ平易でわかりやすく、それこそリスクを即管理できるような書式のコンテンツの中で、一応我々としては安全性要約書なるものを書いて、それを御提供していく、あるいは共有していく形をとっています。

14ページに、これはICCAのGPSのポータルでございますが、これはもう皆さん、このアクセスに入れていただければ全部出てまいります。例えばBASFさんのこの製品について、それを全部調べていきますと、全部そのプロファイルが出てまいりますので、そういった内容、例えば15ページのこういったページの中に入っていくと、BASFさんのこの化学物質がこんなプロファイルを持っています、こういうリスクがあります、こういうマネジメントをやる必要がありますというようなことがわかるようになっていきます。これは英語ですけども、日本の会社さんがかなりやっておられまして、日本の会社さんは、みんな日本語で載せていられますので、これは今後、ランゲージの問題が絶対出てくるのですけれども、今はそういう意味で動いています。

スライドナンバー18、ページでいうと9ですが、現状ですけども、世界で今、この情報が3,100件以上入ってきています。こういった現状は、実はICCM3の中でも、我々としてそのアクティビティーを紹介しました。今、日本は、若干恥ずかしいのですけれども、企業数としてはもう32社が、この9月段階で127社まで来ていまして、今、追いつけ追い越せで、できるだけ情報を提供していくような形にしております。そういった意味では、こういったアップロードされた内容を一度ご覧になりまして、またいろいろお役に立てばと思います。

一番大事なことは、こういった情報は、全てのサプライチェーンでこれが見られるということにして、こういったデータベースの中で、我々のダウンストリームユーザーさん、あるいは消費者の皆様までがこれを見られるような形で情報を提供するというようにしております。

企業側も、ちょっとスライドの19になりますが、今まで意外とこういう情報はなかなか出さないというか、そういうベーシックな、コンサバティブな考え方があったのですけれど

ども、だんだんもう世界的に、REACHの世界からだんだんそういうふうになってきていまして、製品の正のみの情報提供ではなくて、負の特性もあわせて御紹介していくという形になっております。

20ページには、いろいろな意味で、我々グローバルな商売の中でこういうことを考えていかなければいけないのですが、あくまでも化学物質の有意な性能をできるだけ引き出して、リスクを最小化するという基本的なベースは変わっておりませんので、それをどのような形で対応させていただき、さらに、先ほどリスクコミュニケーションの話がありましたが、どういうふうに我々がうまく伝えていくことによってリスクを最小限に抑えることができるか、これがまさに課題であります。ただ、若干これは、いつも、どこの場所でも言っているのですが、今、人材が不足しております。専門家の確保とか、今後、人材のさらなる拡充というのは恐らく必須だろうと思っておりますので、ぜひこれは政府の皆さんにもお考えいただいて、こういった分野の専門家を育成していただきたいと思っております。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。資料3に基づいて日化協を中心とした最近の動きについて御説明いただきました。

質問がありますでしょうか。どうぞ、中地さん。

○中地氏 もとに戻る話なのですがすけれども、ICCM3に私も参加してきましたのですが、日本のほうで国内実施計画をつくりましたという報告をされたのは確かですが、英語版はつくられたのですか。それはもうどこかで見られるような形になっているのかどうか。

○上田氏 環境省のホームページからたどれるようになっております。

○北野座長 よろしいですか。

○事務局 ICCMの場でも英語版は当日配布をいたしております。

○北野座長 特に質問はよろしいですか。

そうすると、あと、その他、議事の4ですが、委員の皆さんから何か御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事の進行を事務局にお任せします。

○事務局 北野先生ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から3点連絡事項がございます。先ほど北野座長から御説明がありましたとおり、今回の議論で議論し切れなかった御意見や御質問につきましては、1週間後の12月18日を目処に事務局までメールを送付してください。

また、次回の政策対話ですが、予防的な取組方法の基本的な考え方について、本日の議論を踏まえまして、本政策対話における共通理解の合意に向けて引き続き議論をしていただきたいと思っております。また、皆様の御意見等も踏まえまして、「高度化するリスク評価を取り巻く課題」を次回の議題としたいと考えております。

討議内容の詳細及び次回の日程につきましては、事務局よりメンバーの皆様にご追って御相談させていただきたいと思っておりますが、次回の予定は春ごろを考えております。

また、本日、傍聴者の皆様にはアンケート用紙をお配りしておりますが、御記入いただきまして、受付まで御提出いただきますようよろしくお願い致します。

○北野座長 どうも長時間にわたりまして熱心な御議論本当にありがとうございました。これにて散会いたします。

ありがとうございました。

(以上)